

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対する意見募集の結果概要及び総務省の考え方

1. 実施期間

平成25年12月24日（火）～ 平成26年1月17日（金）

2. 意見提出者(提出順) (74者)

- 【電気通信事業者】 (10者) 東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、スカパーJSAT(株)、(株)NTTドコモ、ソフトバンクモバイル(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクBB(株)※、KDDI(株)、(株)ウィルコム、イー・アクセス(株)、UQコミュニケーションズ(株)、日本空港無線サービス(株)
※ 3社連名で提出(1者とカウント)
- 【放送事業者】 (59者) (株)テレビ岩手、日本テレビ放送網(株)、(株)テレビ信州、(株)福岡放送、(株)秋田放送、青森放送(株)、日本放送協会、(株)熊本県民テレビ、(株)エフエム大阪、(株)鹿児島讀賣テレビ、(株)テレビ新潟放送網、朝日放送(株)、(株)FM802、東海テレビ放送(株)、山形放送(株)、西日本放送(株)、名古屋テレビ放送(株)、日本海テレビジョン放送(株)、(株)高知放送、(株)長崎国際テレビ、RKB毎日放送(株)、北海道放送(株)、(株)テレビ金沢、(株)テレビ西日本、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、関西テレビ放送(株)、(株)テレビ北海道、南海放送(株)、(株)福島中央テレビ、福井放送(株)、(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、北日本放送(株)、中京テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、(株)テレビ朝日、(株)テレビ大分、北海道文化放送(株)、(株)エフエム東京、福島テレビ(株)、(株)宮城テレビ放送、広島テレビ放送(株)、山口放送(株)、北陸放送(株)、(株)毎日放送、(株)静岡第一テレビ、(株)山梨放送、(株)ジャパン・モバイルキャストイング、(株)mmbi、テレビ愛知(株)、(株)文化放送、四国放送(株)、(株)テレビ東京、(株)ニッポン放送、(株)和歌山放送、北海道テレビ放送(株)、札幌テレビ放送(株)、(株)中国放送、(株)テレビ熊本
- 【その他】 (5者) (一社)日本民間放送連盟、電気事業連合会、九州電力(株)、小木漁業無線局、ISDB-Tマルチメディアフォーラム

3. 提出された御意見の概要及び総務省の考え方

別紙のとおり。

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された意見の概要と総務省の考え方

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
1	1	図1 基本方針の概要 1 電波利用共益事務の在り方	共益費用としての位置づけを踏まえた各年度の歳入と歳出予算額の関係は一致させる必要があることに賛同いたします。 また、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模を抑制することに賛同いたします。	頂いた御意見は、「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」(以下、「具体化方針(案)」)に対する賛同意見として承ります。	東日本電信電話、西日本電信電話
2		各年度の歳入と歳出は一致させることが必要	電波利用料に関わる歳入・歳出を一致させる基本方針は妥当と考える。 然し、電波利用料の用途については共益事務の更なる効率化や「電波の経済的価値向上につながる事務(研究開発、携帯電話エリア整備など)」いわゆるa群の範囲の解釈についても極力限定的に行うなど「電波利用共益事務の処理に要する費用」の解釈の拡大を抑制し、歳出削減を図る中で継続的に歳出・歳入の規模を圧縮していくべきと考える。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、a群の範囲については、「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書」(以下、「基本方針」)において、「次期の料額の見直しにおいても現行どおり電波利用共益事務の内容により決定することが適当」とされていることを踏まえ、a群の範囲については現行と同様の考え方とすることとしております。	宮城テレビ放送
3		2.経済的価値の適正な反映の在り方 ・広域専用電波による負担総額が相当程度高いことを踏まえて、例えば、分割払いの可否等、負担総額に影響を及ぼさない範囲内の広域専用電波の課金等の在り方について検討すべき等	現行制度では、電波利用料は1年分を前払いすることになっており、その期間の途中で無線局を廃局しても支払った電波利用料は還付されません。 人工衛星局については、一局に係る電波利用料額は非常に高額となるため、期間の途中で無線局を廃局した場合には、残期間に相当する電波利用料を還付する制度や、同一軌道・同一周波数を使用する衛星への更改の場合には、旧衛星の電波利用料残期間分を新衛星に充当する制度の導入を要望いたします。	ご指摘のとおり、電波利用料は、制度上1年分を一括して納めることとなっているところであり、当該期間中に廃局した場合であっても、残存期間に相当する電波利用料を還付していないことから、人工衛星局に対してのみこのような取り扱いをすることは困難であると考えます。	スカパーJSAT
4		図1 基本方針の概要 4 特性係数(軽減係数)について	有線方式による提供が困難な離島・山間部や国定公園での電気通信サービスなどの法令に基づく通信について、公共性などを勘案した特性係数の適用継続に賛同します。 また、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る係数について、国民や国等の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組みを行うなど、非常時対応に対し費用負担を負っている無線システムに適用されることを希望します。	特性係数について、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 特性係数の適用に当たっては、検討会の議論及び基本方針の内容を踏まえ、今回の見直しにおいては原案のとおりとさせていただきます。 なお、特性係数については、基本方針において長中期的にはその在り方について検証すべきとされており、頂いたご意見は今後の検討の参考として承ります。	東日本電信電話、西日本電信電話
5			空港無線電話サービスは、空港運営や航空機の安全運行に寄与する重要な通信基盤です。 そのため、非常時の対応にも重要な役割を担うものであることから、特性係数を適用していただくことを要望いたします。	特性係数の適用に当たっては、検討会の議論及び基本方針の内容を踏まえ、今回の見直しにおいては原案のとおりとさせていただきます。 なお、特性係数については、基本方針において長中期的にはその在り方について検証すべきとされており、頂いたご意見は今後の検討の参考として承ります。	日本空港無線サービス

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
6		1.はじめに 図1 基本方針の概要 4. 特性係数(軽減係数)について ・(略) ・携帯電話は、災害時に事業者も通信基盤の迅速な復旧や災害対策に費用を負担していることを踏まえ、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」の特性係数(1/2)を新たに適用	(要旨) 「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、携帯電話だけではなく、PHSにも新たに適用すべきと考えます。 意見等 今回の電波利用料の料額算定の具体化方針では、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について携帯電話だけが新たに適用されていますが、平成25年8月30日の電波利用料見直しの基本方針においては、本特性係数は「携帯電話等に適用すべき」と記述されており、携帯電話に限定されていません。 今回の具体化方針において、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について携帯電話に新たに適用した理由として、携帯電話が災害時に通信基盤の迅速な復旧や災害対策に費用を負担していることが挙げられています。 PHSも東日本大震災の際には迅速な復旧活動を行い、かつ、各地域の病院、避難施設などに積極的にPHSを無償貸与してきました。特に東京地区ではPHSが繋がりがやすかったため、災害に強い通信手段として評価され、イエデンワなど災害対策用の商品やソリューションを提供し、これまで多くの自治体や企業に採用いただいております。 これを踏まえ、当社でもネットワークの災害対策を強化するため、新型基地局の配備によるエリアの多重化を進めているほか、本年、事業用電気通信設備規則の改正を受けて、携帯電話と同様、基地局のバッテリーの長時間化に対応するため設備投資も行っております。 また、本年10月1日より、携帯電話とPHS間で番号ポータビリティを実施することから、災害時に携帯電話と同じ機能が使えるよう、災害伝言板、災害用音声お届けサービス、ショートメッセージなどを携帯電話各社と相互接続する予定であり、これにより、ユーザからみれば携帯電話もPHSもほとんど機能の差はなくなります。緊急速報メール(緊急地震速報、津波警報、災害・避難情報等)も昨年11月にPHSでサービスを開始しました。 以上のことから、PHSも携帯電話同様、災害時に通信基盤の迅速な復旧や災害対策に費用を負担していますので、本特性係数についてはPHSにも適用するようお願い致します。	特性係数の適用に当たっては、検討会の議論及び基本方針の内容を踏まえ、今回の見直しにおいては原案のとおりとさせていただきます。 なお、特性係数については、基本方針において長中期的にはその在り方について検証すべきとされており、頂いたご意見は今後の検討の参考として承ります。	ウィルコム
7		無線通信システムの急速な普及・発展に対応するため～改めて料額の見直しなどを行うことを前提に～	技術の急速な変化に対応するためには必要かと考えますが3年間の期間中の料額変更は、最小限にするべきであり、既存の無線局への影響は極力なくすべきだと考えます。	次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	静岡第一テレビ
8	2	「a群」・電波の経済的価値の向上につながる事務:電波資源拡大のための研究開発、携帯電話等エリア整備事業等に係る費用に対応する金額については、電波の経済的価値に係る諸要素を勘案して算定することとします。	弊社は、これまでの意見募集に際し、「電波の経済的価値の反映を過度に進めることは賛成できない」旨の意見を述べております。 今後の電波利用料額の算出においては、無線システムの目的や社会意義に配慮していただき、経済的価値の反映が過度なものとならないようご留意頂くようお願い致します。	電波の経済的価値を勘案して算定するa群の範囲については、基本方針において、「次期の料額の見直しにおいても現行どおり電波利用共益事務の内容により決定することが適当」とされていることを踏まえ、a群の範囲については現行と同様の考え方とすることとしております。	RKB毎日放送
9	3	2. 料額算定の基本的な流れ 図2 電波利用料の基本的な構成	平成26年度～28年度の想定歳出規模は年平均約700億円とすることが示されています。この想定歳出規模は料額算定の基礎となることから、今後の具体的な料額設定に当たっては放送事業者の負担が増えることのないよう、電波利用料の使途を無線局免許人全体の受益に真に必要なものに限定するなど、歳出規模全体をさらに抑制していくことを要望します。	基本方針の提言に基づき、次期における歳入・歳出規模については今期に比べて減額となったところですが、今後も、基本方針を踏まえ、効率化に努めて参ります。	日本放送協会

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
10			次期の歳出規模について、実施する共益事務の効率化や必要性の検証を徹底され、縮減を想定されていることにつき賛同いたします。今後とも引き続き、より一層の用途の精査を要望いたします。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	スカパーJSAT
11		2. (1)「a群」と「b群」への分類【見直し後(平成26～28年度)】歳入・歳出とも約700億円を想定	電波利用料制度の運用の透明性を確保する上で、歳入、歳出それぞれの総額を一致させることは重要であると考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	朝日放送
12			弊社は以前から「歳入と歳出は一致するよう設計すべき」、又「歳入と歳出の規模は抑制すべき」旨の意見を述べており、今回の方針はこうした意見を踏まえたものと考えます。ただ共益事務の更なる効率化や必要性の検討を徹底することにより、歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、免許人の負担の軽減に努めていただきたいと思います。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。今後も、基本方針を踏まえ、効率化に努めて参ります。	福岡放送
13			歳入・歳出規模が現状より拡大していないことを評価します。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	中京テレビ放送
14			「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、歳出規模の検討が必要である旨の趣旨をふまえ、【現状(平成23～25年度)】歳入・歳出とも約710億円の想定より、【見直し後(平成26～28年度)】の想定金額を約700億円とし、約10億円の減額になっていることは、妥当であると考えます。さらに、毎年度の決算時に歳入が歳出を超過している従来の状況を考えますと、電波利用料の一層の低減化を図るべきと考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。今後も、基本方針を踏まえ、効率化に努めて参ります。	日本海テレビジョン放送
15			弊社は、これまでの意見募集に際し、「歳入・歳出規模はともに抑制的にすべき」旨の意見を述べてきましたが、今回示された方針(案)では、弊社の意見を踏まえた妥当なものと考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	RKB毎日放送
16			「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することによって歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと思います。	基本方針の提言を踏まえ、次期における歳入・歳出規模については今期に比べ減額となったところで、予算の定めるところにより電波利用共益費用に充てることができるかとされているところであり、総務省としても今後必要に応じ本規定の活用も検討して参ります。	日本民間放送連盟、テレビ岩手、日本テレビ放送網、テレビ信州、青森放送、エフエム大阪、鹿児島読売テレビ、テレビ新潟放送網、FM802、山形放送、西日本放送、名古屋テレビ放送、高知放送、長崎国際テレビ、テレビ金沢、テレビ西日本、TBSテレビ、フジテレビジョン、南海放送、福島中央テレビ、TBSラジオ&コミュニケーションズ、北日本放送、中京テレビ放送、読売テレビ放送、テレビ朝日、テレビ大分、福島テレビ、北陸放送、毎日放送、静岡第一テレビ、山梨放送、テレビ愛知、テレビ東京、和歌山放送、北海道テレビ放送、札幌テレビ放送
17			電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波共益事務のために徴収した電波利用料を退蔵することや他用途に流用することがあってはならず、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。現行の電波法第百三条の三第2項の規定のもとで、仮にこうした柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度を適切に見直すよう検討すべきと考えます。	歳入、歳出の差額の累積額については、ご指摘のとおり電波法第103条の3第2項の規定に基づき、予算の定めるところにより電波利用共益費用に充てることができるかとされているところであり、総務省としても今後必要に応じ本規定の活用も検討して参ります。	日本民間放送連盟、テレビ岩手、日本テレビ放送網、テレビ信州、鹿児島読売テレビ、テレビ新潟放送網、山形放送、名古屋テレビ放送、長崎国際テレビ、テレビ金沢、TBSテレビ、フジテレビジョン、南海放送、福島中央テレビ、TBSラジオ&コミュニケーションズ、読売テレビ放送、テレビ朝日、テレビ大分、福島テレビ、北陸放送、毎日放送、テレビ東京、札幌テレビ放送

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
18			平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。	次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	日本民間放送連盟、テレビ岩手、日本テレビ放送網、テレビ信州、福岡放送、青森放送、鹿児島讀賣テレビ、テレビ新潟放送網、山形放送、名古屋テレビ放送、高知放送、長崎国際テレビ、南海放送、中京テレビ放送、讀賣テレビ放送、テレビ朝日、テレビ大分、北海道文化放送、福島テレビ、北陸放送、毎日放送、静岡第一テレビ、山梨放送、テレビ東京、札幌テレビ放送
19			地上デジタル放送関連の対策事業が完了するのに伴い、一定割合を占めていた歳出が削減される見込みとなっています。この機会に、歳入、歳出を見直し、免許人の負担軽減すべきと考えます。	次期においても、これまでの地上デジタル放送移行対策の国庫債務負担行為による歳出が引き続きこれまでと同規模程度見込まれています。他方、基本方針の提言を踏まえ、次期における歳入・歳出規模については今期に比べ減額となったところではあります。	熊本県民テレビ、西日本放送、高知放送、RKB毎日放送、福井放送、四国放送
20			平成25年度は歳入710億円に対し歳出予算666.6億という実績であるにも関わらず、次期3年間の歳出予算を700億円と設定したことは、予算規模の適正化がなされているのか疑問があると言わざるを得ません。また、電波利用料財源の歳入・歳出決算の推移グラフから収支差累積額が400億円程度に上ると推測されることから、歳入予算および歳出予算のさらなる精査、および、歳出規模の総額抑制が必要であると考えます。	今期における平均歳出予算額は約706億円であり、前回の料額改定の際の想定と大きな乖離はないものと考えております。次期においては、基本方針の提言を踏まえ、次期における歳入・歳出規模については今期に比べ減額となったところではあります。今後も、基本方針を踏まえ、効率化に努めて参ります。	フジテレビジョン
21			電波利用料の見直しに関する基本方針のとおり、電波利用共益費の使途については無線局全体の受益を直接の目的とする範囲内にとどめ、むやみに使途を拡大することなく歳出規模を削減するとともに、歳入・歳出を一致させることにより無線局免許人の負担を軽減することを要望します。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。基本方針の提言を踏まえ、次期における歳入・歳出規模については今期に比べ減額となったところではあります。今後も、基本方針を踏まえ、効率化に努めて参ります。	関西テレビ放送
22			電波利用料の歳出については、同財源の平成26年度計上額に沿った歳出となるよう、できる限り圧縮するよう算定頂きたい。	電波利用料の算定に当たっては、次期に見込まれる電波利用共益費用の平均を踏まえ算定することとしており、約700億円を想定しております。	北海道文化放送
23			地上放送のデジタル化により跡地となった帯域については、早急に有効活用が図られるべきである。早期にこうした跡地においても安定した歳入を図り、免許人の負担を軽減すべきと考えます。	地上テレビジョン放送のデジタル化により跡地となった帯域を利用する無線局については、次期における利用動向等を踏まえて適切に料額を設定することとしております。	福島テレビ
24			効率化と必要性の検証を徹底して負担額を低減するなど歳出規模の縮小に向け更なる検討を進めて頂き、歳入と歳出が一致するよう一層の精査を望みます。平成23年～25年より歳出規模は10億円の縮小想定ですが、使途は電波共益事務を実施する用途に限るべきであると考えます。また次々回の改定時には地上デジタル放送促進のための総合対策等は完了されていると思われるため、歳出歳入の規模を大幅に縮小して無線局免許人の負担軽減を望みます。	基本方針の提言を踏まえ、次期における歳入・歳出規模については今期に比べ減額となったところではあります。なお、次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	広島テレビ放送

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
25			次々回以降の料額改定における歳出額の検討に際しては、無線局免許人の意見を反映することが出来るシステムの確立を行うべきであると考えます。	次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	テレビ東京
26			和歌山放送などラジオ単営社の負担軽減策についても配慮につとめていただけるように要望いたします。	料額の算定に当たっては放送事業者に課せられている法的な義務等を勘案して特性係数を適用すると共に、増加を一定の水準に留める措置を講じることとしているところです。	和歌山放送
27		2. (1)「a群」と「b群」への分類【見直し後(平成26～28年度)地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援(一部)民放ラジオ難聴解消支援事業	これらは放送の視聴環境の改善につながるものであり、適当であると考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	朝日放送
28			見直し後のa群に含まれる内容として民放ラジオ難聴解消支援事業があげられていますがその内容についてはまだ明らかになっておりません。ラジオ難聴解消は災害時の情報端末確保策として有効とは思いますがその内容についての精査が必要と考えます。	民放ラジオ難聴解消支援事業については、基本方針における、「周波数資源の確保を含め、周波数の効率的利用を確保する」といった無線局全体の受益を直接の目的とする電波利用共益費用の用途として相応しい範囲内において、実施することが適当である。」との提言の趣旨を踏まえ、制度設計を行っていくこととしております。	福島中央テレビ
29			“民放ラジオ難聴解消支援事業”新規追加において妥当と考え評価賛同します。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	福井放送、四国放送
30			報告書では、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について言及されていたが、今回の具体化方針(案)に盛り込まれたことを評価する。さらには、放送局の中継局整備に留まらず、受信環境の整備も重要で、それは電波の経済的価値の向上にもつながると考える。具体的には、FM補完局が90MHz以上の周波数を使用する場合、特に車に搭載したラジオ受信機がそれに対応していないことが大きな問題になる。それに対して、例えばカーナビのバージョンアップを行うこと等で対応できることもあるのではないだろうか。そのような90MHz以上対応ラジオ受信機普及事業が行えないか検討していただきたい。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、ラジオ受信機普及については、現行の電波法に規定されている電波利用共益事務に該当せず、電波利用料を充てることは困難であると考えます。	北日本放送
31			新規追加となった「民放ラジオ難聴解消支援事業」(仮)についてその必要性は十分に認識している。然し、電波利用料の目的とする「共益事務」の範疇とすることには疑問であり、電波利用料とは別に財源を求めて実施すべき事業と考える。又、現行予算より歳入・歳出規模を圧縮したことは評価するが、過去電波利用料の用途で一定の割合を占めてきたデジタル放送対策の完了が見込まれる中、歳入・歳入規模の更なる削減を図って免許人の負担軽減に努めるべきと考える。	民放ラジオ難聴解消支援事業については、基本方針における、「周波数資源の確保を含め、周波数の効率的利用を確保する」といった無線局全体の受益を直接の目的とする電波利用共益費用の用途として相応しい範囲内において、実施することが適当である。」との提言の趣旨を踏まえ、制度設計を行っていくこととしております。 次期においても、これまでの地上デジタル放送移行対策の国庫債務負担行為による歳出が引き続きこれまでと同規模程度見込まれています。他方、基本方針の提言を踏まえ、次期における歳入・歳出規模については今期に比べ減額となったところです。	宮城テレビ放送

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
32			ラジオ・テレビ兼営局としては電波利用料の用途として「民放ラジオ難聴解消支援事業(仮)」が新規追加されたことに感謝申し上げますが、このことが歳入歳出規模の圧縮の障害にならないよう望みます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 歳入・歳出規模については、次期に見込まれる電波利用共益費用を踏まえ想定しています。	秋田放送
33			見直し後(平成26～28年度)のa群に分類される用途に「民放ラジオ難聴解消支援事業(仮称)」が新規追加されました。 本件の実施にあたっては、本年8月30日に公表された「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書」における、「ラジオ事業者に対する経営支援ではないことを明確にし、支援対象を難聴解消のための施設整備に限定することが必要」及び「周波数の効率的利用を確保するといった無線局全体の受益を直接の目的とする電波利用共益費の用途として相応しい範囲内において、実施することが適当」とする考え方に基づくものと理解しており、用途の追加は適当であると考えます。 また、歳出・歳入の規模「約700億円(想定)」については、電波利用共益事務の必要性の検証や効率化を確実に行うことで、必要最小限となるよう希望します。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	KDDI
34			非常災害時、被災者、国民が最も接触し、頼りにするメディアは「放送」であるということが、東日本大震災後の調査でも実証されました。 特にラジオの有用性は再認識されました。 しかしラジオ、中でも中波ラジオは、外国波の混信や地理的・地形的な影響、都市雑音等により難聴地域が広域に亘って存在し、災害時等に求められるラジオの使命を十分に果たせない状況にあります。 今回、電波利用料の用途として、「民放ラジオ難聴解消支援事業(仮称)」が新規に加えられたことは、真に国民の安心安全に寄与するものとして歓迎いたします。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	文化放送
35			閣議決定された26年度政府予算案で「民放ラジオ難聴解消支援事業」として11・8億円が、電波利用料を財源に計上されたところです。上記のように歳出規模の圧縮が要請されている中ですが、引き続き来年度以降も規模を拡大しつつ、同種事業を継続していただけるように強く要望いたします。	頂いた御意見は、今後の事業の実施に当たっての参考意見として承ります。	和歌山放送
36			新規に「民放ラジオ難聴解消支援事業」が追加され、高く評価いたします。 また、引き続き地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行のための環境整備・支援が継続され、放送の特性係数が維持されたことを高く評価いたします。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	中国放送
37	5～6	3. 「a群」に係る金額の計算方法【第1段階】≪ひっ迫帯域への負担額の配分≫(中略) 3GHz以下の帯域は3～6GHzの帯域に比較して約24倍のひっ迫度を有していることから、「3GHz以下の帯域」及び「3～6GHzの帯域」の配分比率を24:1とすることとします。	A群にかかる金額計算で3GHz以下帯域と3～6GHz帯域の配分比率が現在の10:1から24:1と大幅に変更されることにより、放送事業者の負担料額が大幅に増加することにつながりかねないため、経済的価値を過度に反映させることは慎むべきと考えます。	配分比率については、現行と同様、各々の帯域における無線システムに係る無線局の延べ使用周波数帯域幅(同時に発射できる周波数の帯域幅)の比を用いており、現在のひっ迫度合いを反映したものとなっております。	関西テレビ放送

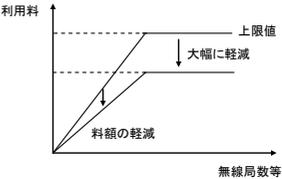
番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
38		3.「a群」に係る金額の計算方法【第1段階】(ひっ迫帯域への負担額の配分) ひっ迫帯域の考え方及び帯域ごとの負担額の配分 ひっ迫帯域については、電波の利用状況に鑑み、現行と同様に6GHz以下の帯域を観念することが適当であり、「a群」の徴収総額α億円を基本的に当該ひっ迫帯域に配分することとします。	放送事業用マイクロ固定回線として使用しているa群対象の5.850～5.925GHz帯(Bバンド)と、対象外である6.425～6.570GHz帯(Cバンド)他それ以上の周波数帯では、電波の特性がほぼ同等でありその使用目的が同一であるにもかかわらず、片や数十～数百万円(地域による)、片や1万数千円と非常に大きな料金格差が生じています。先に公表されている「電波利用状況調査」の結果においても、Bバンド帯が「ひっ迫している帯域」との評価はなされていません。よってこのような格差が生じないように、当該放送用Bバンドについて、a群対象から除外していただきたい。	a群の周波数帯域の区分については、基本方針における、「次回以降の料額見直しの際に改めて検討することが適当である。」との提言を踏まえ、今回の見直しにおいては、現行のとおり、3GHz以下の帯域と3～6GHzの帯域に区分することが適当であると考えます。	山口放送
39		○ ひっ迫帯域の考え方及び帯域ごとの負担額の配分 特に3GHz以下の周波数帯域には、全無線局数の99.9%が集中しており、強いひっ迫状況が生じていることから、利用ニーズに見合うだけの周波数帯域の拡張や無線システムの導入が困難な状況が続いています。このため、現行のとおり、3GHz以下の帯域と3～6GHzの帯域に区分して、各々のひっ迫度に応じた配分を行うことが適当であると考えられます。	本方針案に基本的に賛同します。 電波の経済的価値については、市場競争を活性化する観点からも市場ニーズの高い帯域については、その各々の帯域における周波数のひっ迫度合いに応じてその価値を定めるべきであると考えます。 また、無線システムの利用形態は、高速化／大容量化ヘシフトし、UHF帯以上のより高い帯域への移行が進んでいることから、基本方針(平成25年8月30日付電波利用料の見直しに関する検討会報告書)においては「3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべき」とも記載されています。 以上のことから、3GHz以下の帯域についての区分及びその経済的価値について、継続的に検討していただくことを希望します。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、3GHz以下の帯域の区分の在り方については、基本方針を踏まえ、今後の見直しに当たり検討することとしておりますが、その際の参考意見として承ります。	ジャパン・モバイルキャストینگ
40	7	【第2段階】<各種無線システムへの負担額の配分> I「使用周波数帯域幅」の計算	「3～6GHz」の帯域を含む人工衛星局には、本邦内に居住する利用者の需要に支障を与えない範囲において、専ら本邦外の場所相互間の通信(以下、「外国間通信」)に使用されている帯域を有する局があります。 今後グローバル市場での衛星回線需要増に伴い、外国間通信に使用する帯域はますます増えていくことが予測されており、国内使用が想定されていない一方で外国間での使用が想定される無線システムの料額の在り方については、諸外国における同様制度を比較・精査のうえ、今後の国際競争力を損なわないよう十分に配慮をする必要があると思料いたします。 各種無線システムの使用周波数帯域幅を算出する際には、3MHz以上の未使用周波数帯域幅が存在する場合は、当該帯域幅を減らすこと、とされておりますが、次期電波利用料額の算定にあたっては、外国間通信を行っており国内においては未使用である帯域幅についても、算定より除外していただくことを要望いたします。	人工衛星局の料額については、具体化方針を踏まえ、現行どおり帯域幅を勘案して料額を算定することとしております。その際、外国間通信という使用実態を踏まえその負担を低減することは、他の免許人との公平性の観点からは対応は困難であると考えます。 なお、人工衛星局の料額算定に当たっては、その特性を勘案した特性係数が既に適用されているところです。	スカパーJSAT
41		基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	周波数移行中の無線システムには700MHz帯からの移行を進めているFPU等が含まれるものと認識しております。他用途の周波数を確保するための周波数移行を促進し、当該の無線局免許人の負担が過重なものとならないよう配慮する観点から、妥当な措置と考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	日本民間放送連盟、日本テレビ放送網、青森放送、鹿児島讀賣テレビ、東海テレビ放送、山形放送、西日本放送、高知放送、TBSテレビ、フジテレビジョン、関西テレビ放送、讀賣テレビ放送、福島テレビ、北陸放送、静岡第一テレビ、テレビ愛知、テレビ東京、札幌テレビ放送

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
42		II各種無線システムへの特性の 勘案	地上テレビジョン放送の放送波中継網では、VHFに比べUHFではその伝搬特性などからより多くの中継局設置が必要であり、UHF帯利用によるコスト負担はVHF帯利用に比べ重くなっています(即ち、UHF帯の経済的価値は低下しています)。 本方針(案)では、その点について具体的な言及がありませんが、仮にVHF帯とUHF帯で区分して経済的区分を勘案する場合でも、特定の利用形態で負担増が生じないように、慎重な検討がなされるよう要望します。	経済的価値を勘案する周波数帯域の区分については、現行のとおり、3GHz以下の帯域と3～6GHzの帯域に区分することとしております。	読賣テレビ放送
43		各種無線システムへの配分は、原則として、その使用周波数帯幅に基づき行いますが、無線システムにはさまざまな特性があることから、使用周波数帯幅に、それぞれの特性に応じた係数(以下、「特性係数」という。)を乗じることとします。	無線システムの多様な特性を考慮し、それぞれの特性に応じた係数を乗じる制度及び係数値を維持・適用することにつき、賛同いたします。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	スカパーJSAT
44	8～9	<特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) 無線システム 特性係数 上記IIの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ	「電波利用料の見直しに関する検討会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	日本民間放送連盟、テレビ岩手、日本テレビ放送網、テレビ信州、福岡放送、秋田放送、青森放送、熊本県民テレビ、エフエム大阪、鹿児島読賣テレビ、テレビ新潟放送網、東海テレビ放送、山形放送、西日本放送、名古屋テレビ放送、日本海テレビジョン放送、高知放送、長崎国際テレビ、RKB毎日放送、北海道放送、テレビ金沢、TBSテレビ、フジテレビジョン、関西テレビ放送、テレビ北海道、南海放送、福島中央テレビ、福井放送、TBSラジオ&コミュニケーションズ、北日本放送、中京テレビ放送、読賣テレビ放送、テレビ朝日、テレビ大分、北海道文化放送、福島テレビ、宮城テレビ放送、広島テレビ放送、山口放送、北陸放送、毎日放送、静岡第一テレビ、山梨放送、テレビ愛知、四国放送、テレビ東京、北海道テレビ放送、札幌テレビ放送、テレビ熊本
45			「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書」の内容に沿って、放送局にこれまで通りの特性係数が適用されることは適切であると考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	朝日放送
46			特性係数の個々の数値に関しても、今後、輕輕に変更されるようなことがあれば、無線局免許人の経営に多大な影響を与えかねないことから、現行の係数(数値)で維持されるよう強く要望します。	次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	日本テレビ放送網、テレビ信州、鹿児島読賣テレビ、テレビ新潟放送網、山形放送、高知放送、長崎国際テレビ、南海放送、福島中央テレビ、北日本放送
47			他の無線局の電波利用料負担の低減によって、他の負担が増加することがあってはならず、新たに特性係数が適用される無線局が出た結果、他の電波利用料額に転嫁されることのないよう、引き続き、強く要望致します。また、公益事務の更なる効率化や必要性の検証の徹底を重ねてお願い致します。	a群の算定に当たっては、現行どおりa群に配分された費用を使用帯域幅に応じて配分することとしております。よって、特性係数の新たな適用により配分の割合に変更があった場合は、負担額に変更がある場合があります。ただし、増加を一定の水準に留める措置を講じているところと承ります。	名古屋テレビ放送

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
48			携帯電話について今回新たに「ハード(設備)部分について非常時対応に費用負担を負っていることからエ「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されたことを踏まえ、マイクロ固定(放送)もハード(設備)部分について非常時対応に費用負担を負っており、今回携帯電話に適用されたエ「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」に該当すると考えられ、特性係数の算出にあたってはウおよびエの双方を適用することが妥当と考えます。	特性係数の適用に当たっては、検討会の議論及び基本方針の内容を踏まえ、今回の見直しにおいては原案のとおりとさせていただきます。 なお、特性係数については、基本方針において長中期的にはその在り方について検証すべきとされており、頂いたご意見は今後の検討の参考として承ります。	フジテレビジョン
49			マイクロ固定(放送)回線についても他の放送事業用無線局と同様、放送局と一体であることを考慮し、2つの特性係数を適用すべきであると考えます。	特性係数の適用に当たっては、検討会の議論及び基本方針の内容を踏まえ、今回の見直しにおいては原案のとおりとさせていただきます。 なお、特性係数については、基本方針において長中期的にはその在り方について検証すべきとされており、頂いたご意見は今後の検討の参考として承ります。	テレビ北海道、テレビ愛知、テレビ東京
50			マイクロ固定(放送)の特性係数が、1/2ですが、視聴者に放送を届けるためには必要な無線局であり、放送業務の一部と考えるべきだと考えます。他の放送事業用無線局と同様に、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」に該当させるべきと考えます。	特性係数の適用に当たっては、検討会の議論及び基本方針の内容を踏まえ、今回の見直しにおいては原案のとおりとさせていただきます。 なお、特性係数については、基本方針において長中期的にはその在り方について検証すべきとされており、頂いたご意見は今後の検討の参考として承ります。	静岡第一テレビ
51			災害時等ヘリコプター素材回線として使用しています5GHz帯の無線システムの特定係数は1/2となっていますが、「国民の生命、財産に著しく寄与するもの」として重要な回線であるため、3～6GHzマイクロ固定(放送)の特定係数がテレビジョン放送と同様に1/4になるように強く希望します。	特性係数の適用に当たっては、検討会の議論及び基本方針の内容を踏まえ、今回の見直しにおいては原案のとおりとさせていただきます。 なお、特性係数については、基本方針において長中期的にはその在り方について検証すべきとされており、頂いたご意見は今後の検討の参考として承ります。	広島テレビ放送
52			放送を隈なく送り届けるために、当社では日本の総面積の22.9%を占める北海道をカバーすべく、事業性の乏しい小電力中継局も含めて多数の中継局を建設、維持しています。また、災害時にもエリア全域を対象として取材活動を行うなど、北海道民へ情報を届けるためのハード、ソフト両面の責務遂行には、当該エリア特有の事情も含まれています。 このような状況下で、「電波利用料の制度・料額の安定性・継続性」を重視する観点からも、特性係数適用および特性係数値が維持されるよう強く要望いたします。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	札幌テレビ放送
53		<特性係数>	8頁の特性係数について、アの同一免許人が多数の場合1局当たりの電波利用料を1/3とか1/4にしたい。 また、同じく8頁のエの国民の生命財産の保護に著しく寄与するものの中に、公共業務用無線局を全て入れてもらいたい。	特性係数については、a群の算定において各無線システムへ負担を配分する際に適用するものであり、1局当たりの電波利用料に対し適用するものではありません。 特性係数の適用に当たっては、検討会の議論及び基本方針の内容を踏まえ、今回の見直しにおいては原案のとおりとさせていただきます。 なお、特性係数については、基本方針において長中期的にはその在り方について検証すべきとされており、頂いたご意見は今後の検討の参考として承ります。	小木漁業無線局

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
54	9	3.「a群」に係る金額の計算方法Ⅱ 各種無線システムへの特性の勘案 ～ Ⅲ 各種無線システムの負担額の計算	放送事業者は、地上テレビ放送のデジタル化や周波数再編に取り組み、周波数帯域の有効利用に貢献しています。またNHKはあまねく全国に豊かで良質な番組を届けるとともに、災害時の迅速・的確な情報提供に努め、公共放送としての責務を果たしてきています。 この観点から、今回の具体化方針(案)で、放送事業者の無線システムにおける特性係数(国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2、国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2)の適用維持が示されたことは適当と考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	日本放送協会
	55	<特性係数> Ⅲ 各種無線システムの負担額の計算	ラジオ放送が「国民への電波利用の普及に係る責務等」に規定され、かつ、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と位置づけられた上で、これらの公共性を勘案した軽減措置が適用されている現行制度は適切であり、災害発生時におけるラジオ放送の担う役割を考慮すると、今後も維持すべきである。 また、新規参入業者についても、ラジオ放送と同様の社会的使命、社会インフラサービスを想定するものについては、軽減措置が適用されるべきである。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、次期においてサービス開始が見込まれる無線システムの料額算定に当たっては、他の無線システム同様にその特性を勘案し、適切に料額を算定することとしています。 なお、新規参入事業者であることに着目して負担を軽減することは、基本方針においても「公平性の確保の観点や、事業者間の競争に及ぼす影響等を考慮すると、免許人の理解を得るのは困難と考えられる」とされており、適当ではないと考えます。	エフエム東京
	56	3.「a群」にかかる金額の計算方法【第2段階】《各種無線システムへの負担額の配分》Ⅲ各種無線システムの負担額の計算【3GHz以下】の表中のPHSに係る特性係数、上記Ⅱの区分について ・特性係数 3/4 ・上記Ⅱの区分 ア(2)	(要旨) PHSについて、周波数帯の共用による特性係数3/4に加えて、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数1/2についても適用し、PHSの特性係数を3/8としていただきたい。 意見等 前述のとおり、PHSも、緊急時・災害時には国民の生命・財産を保護するため、携帯電話と同等の機能を提供するシステムであることから、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数をPHSにも適用すべきと考えております。	特性係数の適用に当たっては、検討会の議論及び基本方針の内容を踏まえ、今回の見直しにおいては原案のとおりとさせていただきます。 なお、特性係数については、基本方針において長中期的にはその在り方について検証すべきとされており、頂いたご意見は今後の検討の参考として承ります。	ウィルコム
57		Ⅲ 各種無線システムの負担額の計算[3GHz以下]表内 ラジオ放送 1/4	ラジオ業界は、広告費の減少など経営環境の悪化が年々深刻化するにも関わらず、防災情報発信や災害に際してのライフラインとしての公共的責務を果たすべく体制を整えています。 こうした「放送」の公共性を勘案して規定されている特性係数が維持されたことは歓迎すべきことであり、今後も堅持されることを希望いたします。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	文化放送
		58	「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月30日公表)で示された基本方針に基づき、ラジオ放送に対して特性係数「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2」ならびに「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2」が引き続き適用されたことは、今日ラジオ放送に求められる責務をその免許人が継続して果たしていくためにも極めて妥当であり、今後の改定においても維持されるべきものとする。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	ニッポン放送

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
59	10~11	固定局等に係る料額の算定に当たっては、地域によって電波のひっ迫の程度に大きな差が認められる点(例:無線局の密度)を勘案することとします。 北海道(指数=0.30)、第4地域(過疎地域等 係数=1)	北海道は国土の22%も占めるエリアです。この広大なエリアに放送を届けるため、現状156局の中継局で全道をカバーしています。このような中継局の多さから既にローカルの放送事業者にとっては多額の電波利用料を負担しております。地域による電波のひっ迫の程度を勘案することは妥当であり、今後の改定においても維持すべきと考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	北海道テレビ放送
60	12	【第3段階】 〈個々の無線局への負担額の配分〉 II 使用する帯域幅の勘案	マイクロ固定通信のように、個々の無線局が使用する帯域幅に大きな差が認められるものについては、必要に応じ、帯域幅を勘案して料額を計算する、とのことですが、「3~6GHz」の帯域を含む人工衛星局において外国間通信に使用されており、国内において未使用の帯域を有する局については、個別無線局への負担額配分の際に、国内未使用帯域幅を算定より除外していただくことを要望いたします。	人工衛星局の料額については、具体化方針を踏まえ、現行どおり帯域幅を勘案して料額を算定することとしております。その際、外国間通信という使用実態を踏まえその負担を低減することは、他の免許人との公平性の観点から対応は困難であると考えます。 なお、人工衛星局の料額算定に当たっては、その特性を勘案した特性係数が既に適用されているところとします。	スカパーJSAT
61		【広域専用電波に係る料額】 それぞれの無線システムの特性係数については、次表のとおりです。なお、基本方針を踏まえ、次期より携帯電話、移動受信用地上基幹放送について新たに特性係数を適用することとします。	本方針案に賛同します。 移動受信用地上基幹放送はハード/ソフト事業者がそれぞれ放送法に基づく基幹放送の義務(あまねく普及努力義務及び災害放送義務)を負っており、これは他の放送事業者と同等であり、公共性を有していると考えます。従ってこれらの公共性を勘案した特性係数が移動受信用地上基幹放送にも適用されることは妥当であると考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	ジャパン・モバイルキャスティング、ISDB-T マルチメディアフォーラム
62			本方針案に賛同します。 移動受信用地上基幹放送は、ハード/ソフト事業者がそれぞれ放送法に基づく基幹放送の義務(あまねく普及努力義務及び災害放送義務)を負っており、これは他の放送事業者と同等であり、公共性を有していると考えます。 ハード事業者に課せられる電波利用料に特性係数が適用されることにより、結果としてソフト事業者が負担する電波利用料相当額が軽減されることで、公共性を有するサービスの更なる充実が図れるものと考えます。 従ってこれらの公共性を勘案した特性係数が移動受信用地上基幹放送にも適用されることは妥当であると考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	mmbi
63			今回、携帯電話について「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数を適用することと賛成します。 なお、携帯電話サービスが国民生活に広く普及している現状を踏まえ、「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数が携帯電話にも適用されること、電波利用料の負担のバランス、受益と負担の公平性について、継続的な検討が必要であると考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	KDDI
64			携帯電話の公共性を加味し広域専用電波に係る料額について特性係数「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」1/2を次期より適用し、電波利用料の歳入における通信と放送のアンバランスの解消に一步を踏み出したことは適切であると考えます。今後とも、リバランスを早急に進めることにより、負担の公平性をさらに確保していただきたいと考えます。	特性係数について、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	イー・アクセス

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
65	13	4. 「b群」に係る金額の計算方法	b群は、電波監視と無線局監視システムに分けて料額算定を行うことが示されていますが、今後、この算定方式による料額設定については、電波監視や無線局監視システムの運用に係る実経費を適切に反映するとともに、無線局数や無線局形態が異なる各事業者間の公平負担を損ねることのない適切な料額負担とすることを要望します。	b群に係る料額の算定に当たっては、電波監視等に要する費用については、原則として無線局の総数で均等割りすることとし、総合無線局監視システムに要する費用の一部については各無線局のデータベースのデータ使用量に応じて負担額の算定を行うこととしており、実費相当額を適切に反映し、算定してまいります。	日本放送協会
66			具体的な負担額の上限算出式における「電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める1MHz当たりの特定無線局の数」については、その算定根拠等が免許人らに示され、合理的に決定されることを希望します。	今後の上限値の設定に当たっての参考意見として承ります。	KDDI
67			上限値の設定につきましては小規模事業者や新規参入事業者にとって不利になることも考えられることから、上限値の算定における「電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める1MHz当たりの特定無線局の数」の設定根拠等については免許人に開示して頂きたいと考えます。	今後の上限値の設定に当たっての参考意見として承ります。	UQコミュニケーションズ
68		広域専用電波を使用する携帯電話等の包括免許の無線局については、料額算定に当たり、負担を求める包括免許数に、稠密に利用しているシステムの周波数当たりの利用状況を勘案した上限値を設定し、上限値を超える部分については負担を求めないこととします。具体的な負担額の上限は、以下の計算式で算定します。 料額×Σ(「総合通信局等の管轄区域を単位として行い当該地域ごとに人口等を勘案した係数」×「当該特定無線局が使用する広域専用電波の周波数幅(MHz)」×「電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める1MHz当たりの特定無線局の数」)	スマートメーターの通信料は、月額数十円程度でなければ費用面で厳しい状況であり、現行制度(月額200円、月額約17円)では、電波利用料の通信料に占める割合が3割程度と大変大きいものとなります。このため、「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書 ~電波利用料の見直しに関する基本方針~」3項※を踏まえ、スマートメーターに適用される周波数については、電波利用料が戦略的に大幅に軽減されるような「上限値」の設定を要望いたします。 また、スマートメーターの普及促進に向けて、スマートメーターにつきましては、上限値に到達しない場合でも1台あたりの料金の軽減を要望いたします。 	上限値の設定については、具体化方針に基づき稠密に利用しているシステムの周波数当たりの利用状況を勘案し、設定することとしており、その際の参考とさせていただきます。 なお、基本方針において、「携帯電話端末との区分の明確なルールを策定することは困難である」と行った点から、包括免許の携帯電話等の端末については、端末種別によらず同一の取り扱いとすることを基本とすることが「適当である」とされていることを踏まえ、スマートメーターのみに更なる軽減を行うことは困難であると考えます。	九州電力
69			(要旨) 携帯電話・BWA事業者の無線局料額は定額制にするべきである 広域専用電波における無線局料額は、携帯電話・BWA事業者の加入者が既に一定数おり、またスマートフォン普及によるトラフィック対策や新技術の導入等稠密に周波数を利用しているため、携帯電話・BWA事業者の無線局料額は定額制にするべきであると考えます。	基本方針において、「無線局数に応じた課金は、局数が増加すればその分負担が増加するため、無線局数の少ない新規参入時には、負担が少なくなるとも言える。このため、周波数幅に応じた課金への一本化は、新規参入に対する障害になることが危惧されるため、成熟した分野に適用している」といった考えも示されていることにも留意すべきである」との指摘がなされているところであり、負担を求める包括免許数に上限値を設定する原案はこの趣旨に合致したものであると考えます。	ソフトバンクモバイル、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
70		5. 電波利用料の負担 (2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりがねないため、避けるべきだと考えます。 やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	日本民間放送連盟、テレビ岩手、日本テレビ放送網、テレビ信州、福岡放送、青森放送、熊本県民テレビ、エフエム大阪、鹿児島讀賣テレビ、テレビ新潟放送網、東海テレビ放送、山形放送、西日本放送、名古屋テレビ放送、日本海テレビジョン放送、高知放送、長崎国際テレビ、RKB毎日放送、テレビ金沢、テレビ西日本、TBSテレビ、フジテレビジョン、関西テレビ放送、テレビ北海道、南海放送、福島中央テレビ、福井放送、北日本放送、中京テレビ放送、讀賣テレビ放送、テレビ朝日、テレビ大分、北海道文化放送、福島テレビ、宮城テレビ放送、広島テレビ放送、北陸放送、毎日放送、静岡第一テレビ、テレビ愛知、文化放送、四国放送、テレビ東京、ニッポン放送、北海道テレビ放送、札幌テレビ放送、テレビ熊本
71			電波利用料の見直しにより料額が大幅に増えることは、免許人の経営環境に悪影響を及ぼすことにもつながるため、本案で示されたような一定の歯止めは必要不可欠であると考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	朝日放送
72			北海道は国土の22%を占める広大な地域である。当社は、これまで「この地域に放送を届けるため、テレビ156局、ラジオ17局もの送信所を維持してエリアをカバーしている。このため、既にエリアの経済力から考えて過大と思える電波利用料を負担している」と述べてきた。こうした現状にあって、料額の増加は避けるべきと考える。 前回改定と同様に、やむを得ず増額せざるを得ない場合において、増加分を一定水準(概ね20%程度)に留めるとした点は妥当であり、評価できる。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	北海道放送
73			「料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめる」ことについてはやむを得ず料額が増加する場合の措置として妥当と考えますが、免許人の負担増加を是とするのではなく、共益事務の更なる効率化、必要性を検証し、歳出規模を最小限にとどめる努力をすべきと考えます。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。 なお、次期においては、基本方針の提言を踏まえ、次期における歳入・歳出規模については今期に比べ減額となったところです。今後も、基本方針を踏まえ、効率化に努めて参ります。	中京テレビ放送
74			前回改定時(H.23年)に引き続き、新たに料額が大幅に増加する無線局等については、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめる措置の適用を検討いただいておりますが、一回あたりの増額率を一定の水準にとどめたとしても、改定ごとに増額が続くことにより、経年的な上がり幅は大きなものとなり、該当する無線局の免許人にとっては相当程度の負担となります。 例えば「3～6GHz」の帯域を含む人工衛星局については、過去2回の改定(うちH.23改定時には増加分を20%程度にとどめる措置の適用あり)を経て、6年間で負担額が58.6%増加しておりますが、今後も一定の水準ながら改定毎に増額が繰り返されていくと、国際競争力のある価格での安定供給へも重大な影響が出ることを懸念しております。積極的に海外展開を行っていかうとする無線システムの国際競争力を損なわないためにも、まずは改定前後における料額の増加が起こらないことを前提とした算定方式とすることを要望いたします。	電波利用料の算定方法は、3年間に見込まれる電波利用共益費用や、周波数のひっ迫状況、帯域幅等を勘案し算定を行っており、必ずしも増額を前提としたものとはなっておりません。 人工衛星局についても、料額の算定に当たり、特性係数を適用し一定の配慮を行うと共に、増加を一定の水準に留める措置を講じることとしております。	スカパーJSAT

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
75			<p>・25年7月公表の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」でも言及されている通り、ラジオがファーストインフォーマー(第一情報提供者)としての役割を果たすためにラジオ放送社の経営基盤の強靱化が国民の命をまもるためにも必要です。もちろん事業者自身の自助努力が前提ですが、経営基盤の弱いラジオが公共性の高い番組作りに取り組み、県民の命を守るための放送継続をしていくためには、電波利用料の軽減、さらには場合によっては特例で免除できるようにお願いいたします。</p> <p>※(その他→ラジオ放送の料額においても同意見あり)</p>	料額の算定に当たっては放送事業者に課せられている法的な義務等を勘案して特性係数を適用すると共に、増加を一定の水準に留める措置を講ずることとしているところです。	和歌山放送
76		<p>携帯電話は、災害時に事業者も通信基盤の迅速な復旧や災害対策に費用を負担していることを踏まえ、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」の特性係数(1/2)を新たに適用(1)</p> <p>基本方針を踏まえ、次期より携帯電話、移動受信地上基幹放送について新たに特性係数を適用することとします。 (携帯電話 特性係数1/2 第2段階Ⅱの区分工「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」)</p> <p>料額が現行の料額と比較して2割を超える増額となる場合は、増額が2割以内に収まるように調整</p> <p>基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>(要旨) 料額増額分を20%に抑える措置は前例とせず今回限りとし、次回見直し(平成29～31年度電波利用料)ではこの上限20%措置を廃止するべきである</p> <p>次期電波利用料見直しにおいて、現在地上テレビジョン放送事業者に適用されている特性係数「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」(1/2)が携帯電話事業者にも新たに適用となることにより、放送と通信のアンバランスは解消される方向にあり、次回以降の見直しで更に促進するべきであると考えます。</p> <p>すなわち、前回見直し時の料額増額分を20%に抑える措置は前例とせず今回限りとし、次回見直し(平成29～31年度電波利用料)ではこの上限20%措置を廃止するべきであると考えます。</p>	次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	ソフトバンクモバイル、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB
77		その他	公共性の高い無線システムの排除に繋がる懸念から、経済的価値は過度に反映されるべきではないと考えます。 放送局には災害時の支援や国民の知る権利への対応等の責務があり、公共性は非常に高く営利事業としてのみの側面で捉えることは不適切であり、放送の社会的価値等を勘案した上で、電波利用料の軽減を図っていくべきであると考えます。	基本方針において、電波の経済的価値を勘案して算定するa群の範囲については、「次期の料額の見直しにおいても現行どおり電波利用共益事務の内容により決定することが適当」とされていることを踏まえ、a群の範囲については現行と同様同様の考え方により算定することとしております。 なお、料額の算定に当たっては放送事業者に課せられている法的な義務等を勘案して特性係数を適用しているところです。	名古屋テレビ放送

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
78			社会的ニーズが高まっているスマートメーターシステムの更なるコスト低減のためにも、当該システムに適用される周波数については、電波利用料が戦略的に大幅に軽減されるような「上限値」の設定などを要望いたします。	上限値の設定については、具体化方針に基づき稠密に利用しているシステムの周波数当たりの利用状況を勘案し、設定することとしており、その際の参考とさせていただきます。	電気事業連合会
79			次期電波利用料(平成26年度～平成28年度)については、「電波利用料の見直しに関する検討会」での検討、意見募集を経て「電波利用料の見直しに関する料額算定の基本方針」が策定されました。今回の「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」は、基本方針に基づいた料額の算定を行うものであり、本案に賛同いたします。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	NTTドコモ
80			全体としては、社団法人全国漁業無線協会を通じて要望していた事柄を取り入れてあり感謝致します。	頂いた御意見は、具体化方針(案)に対する賛同意見として承ります。	小木漁業無線局
81		(地上ラジオ放送の料額について)	地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯は無線局数や逼迫度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途をたどっていることは不合理と考えます。地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。	電波利用料の算定方法は、これまでも、3年間に見込まれる電波利用共益費用や、周波数の逼迫状況を勘案しオープンなプロセスを経て策定しているところであり、電波利用料の料額はこれに基づいたものであるため、不合理であるとの指摘は当たらないと考えます。 また、料額の算定に当たっては放送事業者に課せられている法的な義務等を勘案して特性係数を適用すると共に、増加を一定の水準に留める措置を講じることとしているところです。 なお、次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。	日本民間放送連盟、日本テレビ放送網、秋田放送、青森放送、エフエム大阪、鹿児島讀賣テレビ、山形放送、西日本放送、高知放送、長崎国際テレビ、南海放送、北日本放送、エフエム東京、北陸放送、毎日放送、札幌テレビ放送
82			ラジオ放送が使用する周波数帯は無線局数や逼迫度合いに大きな変化がないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途を辿っていることは不合理と考えます。民放ラジオ事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、ラジオ放送の料額につきましては軽減の方向で検討していただきたいと思っております。	電波利用料の算定方法は、これまでも、3年間に見込まれる電波利用共益費用や、周波数の逼迫状況を勘案しオープンなプロセスを経て策定しているところであり、電波利用料の料額はこれに基づいたものであるため、不合理であるとの指摘は当たらないと考えます。 また、料額の算定に当たっては放送事業者に課せられている法的な義務等を勘案して特性係数を適用すると共に、増加を一定の水準に留める措置を講じることとしているところです。	FM802

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
83			<p>地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯域は、無線局数や逼迫度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途をたどっていることは不合理と考えます。地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。</p> <p>また中波放送事業者は、AM放送設備の維持、更新に膨大な費用が掛かる一方、広告市場は、漸減傾向にあり、大変厳しい経営を余儀なくされております。地上ラジオ事業者の料額については、ラジオ事業者の現状を踏まえた上で、過度な負担増とならないように、格段の配慮をお願いいたします。</p>	<p>電波利用料の算定方法は、これまでも、3年間に見込まれる電波利用共益費用や、周波数の逼迫状況を勘案しオープンなプロセスを経て策定しているところであり、電波利用料の料額はこれに基づいたものであるため、不合理であるとの指摘は当たらないと考えます。</p> <p>また、料額の算定に当たっては放送事業者に課せられている法的な義務等を勘案して特性係数を適用すると共に、増加を一定の水準に留める措置を講じることとしているところです。</p> <p>なお、次回以降の電波利用料の見直しについては、今回同様、検討会を開催する等オープンなプロセスで改めて検討を行うべきと考えますが、その際の参考意見として承ります。</p>	TBSラジオ & コミュニケーションズ
84			<p>特に中波放送については強靱化を目的とした超短波中継局の利用が議論されているところであり、放送事業者の負担が過度にならないよう、電波利用料額についても特段の配慮が必要と考えます。また地上ラジオ放送の出力による料額区分についても細分化を検討するべきだと考えます。</p>	<p>料額の算定に当たっては放送事業者に課せられている法的な義務等を勘案して特性係数を適用すると共に、増加を一定の水準に留める措置を講じることとしているところです。</p> <p>また、料額区分の在り方については、次回以降の電波利用料の見直しの検討の際の参考意見として承ります。</p>	毎日放送
85			<p>地上ラジオ放送が使用する周波数帯は、逼迫度合いに変化がありません。また、先の大震災においてその重要度が際立つ電波媒体と認識されたところであり、地上ラジオ放送の料額は上がるのではなく、むしろ減額されるべきと考えます。</p>	<p>電波利用料は、電波利用共益費用を無線局免許人の皆様に分担して頂く制度であり、3年間に見込まれる電波利用共益費用を勘案し算定しているところです。</p> <p>なお、算定に当たっては、放送事業者に課せられている法的な義務等を勘案して特性係数を適用すると共に、増加を一定の水準に留める措置を講じることとしているところです。</p>	山梨放送
86			<p>・経営状態に陰りが出て久しい地上ラジオ放送に関しては、特性係数の更なる見直し等、料額軽減の方向で検討して頂ければと思います。</p>	<p>基本方針に基づき、ラジオ放送事業者に適用される特性係数は現行のものを維持することとしております。</p> <p>なお、算定に当たっては、放送事業者に課せられている法的な義務等を勘案して特性係数を適用すると共に、増加を一定の水準に留める措置を講じることとしているところです。</p>	四国放送
87			<p>総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間とりまとめ」(平成25年7月)の提言を踏まえて現在制度整備の検討が進められているAMラジオ放送を補完するFM中継局のうち、「親局の主たる補完局」の多くは90MHz～95MHzが割り当てられることが見込まれる。この周波数帯を利用してラジオ放送を行う無線局に課される電波利用料は、対応受信機の一定程度の普及が見込まれるまでの当初数年間程度は減免措置が講じられることが妥当と考える。</p>	<p>電波利用料は、電波利用共益費用を無線局免許人の皆様に分担して頂く制度であり、受信機の普及状況によりその負担を減免することは、制度の公平性の観点から困難であると考えます。</p>	ニッポン放送

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者(同旨含む)
	頁	該当部分			
88			<p>・25年7月公表の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」でも言及されている通り、ラジオがファーストインフォーマー(第一情報提供者)としての役割を果たすためにラジオ放送社の経営基盤の強靱化が国民の命をまもるためにも必要です。もちろん事業者自身の自助努力が前提ですが、経営基盤の弱いラジオが公共性の高い番組作りに取り組み、県民の命を守るための放送継続をしていくためには、電波利用料の軽減、さらには場合によっては特例で免除できるようにお願いいたします。</p>	<p>料額の算定に当たっては放送事業者に課せられている法的な義務等を勘案して特性係数を適用すると共に、増加を一定の水準に留める措置を講ずることとしているところです。</p>	和歌山放送

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
1	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することによって歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと思います。</p> <p>○電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波共益事務のために徴収した電波利用料を退蔵することや他用途に流用することがあってはならず、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。現行の電波法第百三条の三第2項の規定のもとで、仮にこうした柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度を適切に見直すよう検討すべきと考えます。</p> <p>○平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。</p>
	7	基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	<p>○周波数移行中の無線システムには700MHz帯からの移行を進めているFPU等が含まれるものと認識しております。他用途の周波数を確保するための周波数移行を促進し、当該の無線局免許人の負担が過重なものにならないよう配慮する観点から、妥当な措置と考えます。</p>
	8～9	<p><特性係数></p> <p>ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2</p> <p>ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2</p> <p>エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2</p> <p>(中略)</p> <p>無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分</p> <p>FPU 1/4 ア、ウ</p> <p>ラジオマイク 1/4 ア、ウ</p> <p>テレビジョン放送 1/4 ウ、エ</p> <p>ラジオ放送 1/4 ウ、エ</p> <p>マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	<p>○無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。</p> <p>○やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
	(地上ラジオ放送の料額について)	<p>○地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯は無線局数やひっ迫度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途をたどっていることは不合理と考えます。地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	
2	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することによって歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと思います。</p> <p>○電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積した電波利用料を退蔵することや他用途に流用することがあってはならず、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。現行の電波法第百三条の三第2項の規定のもとで、仮にこうした柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度を適切に見直すよう検討すべきと考えます。</p> <p>○平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。</p>
	8～9	<特性係数>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局に適用したことは妥当であり、これを今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	<p>○無線局免許人にとって電波利用料の制度の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。</p> <p>○やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ岩手】</p>

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
3	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	<p>○ 「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することが極めて重要です。また、この徹底化によって歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただけますよう強く要望します。</p> <p>○ 電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波共益事務のために徴収した電波利用料が、使い切られずに残されたり、他用途に流用されるようなことがあってはならず、歳入と歳出の間に大きな乖離が生じないように電波利用料の徴収計画を立てるべきだと考えます。仮に、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。現行の電波法第百三条の三第2項の規定のもとで、仮にこうした柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度を適切に見直すよう検討すべきと考えます。</p> <p>○ 平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。</p>
	7	基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	<p>○ 周波数移行中の無線システムには700MHz帯からの移行を進めているFPU等が含まれるものと認識しております。他用途の周波数を確保するための周波数移行を促進し、当該の無線局免許人の負担が過重なものとならないよう配慮する観点から、妥当な措置と考えます。</p>
	8～9	<p><特性係数></p> <p>ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2</p> <p>ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2</p> <p>エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2</p> <p>(中略)</p> <p>無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分</p> <p>FPU 1/4 ア、ウ</p> <p>ラジオマイク 1/4 ア、ウ</p> <p>テレビジョン放送 1/4 ウ、エ</p> <p>ラジオ放送 1/4 ウ、エ</p> <p>マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○ 「電波利用料の見直しに関する検討会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p> <p>○ また、特性係数の個々の数値に関しても、今後、輕輕に変更されるようなことがあれば、無線局免許人の経営に多大な影響を与えかねないことから、現行の係数(数値)で維持されるよう強く要望します。</p>
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	<p>○ 無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。</p> <p>○ やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
		(地上ラジオ放送の料額について)	<p>○ 地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯は無線局数やひっ迫度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途をたどっていることは不合理と考えます。地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網】</p>
4	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	<p>○ 「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することが極めて重要です。また、この徹底化によって歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただけますよう強く要望します。</p> <p>○ 電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波共益事務のために徴収した電波利用料が、使い切られずに残されたり、他用途に流用されるようなことがあってはならず、歳入と歳出の間に大きな乖離が生じないように電波利用料の徴収計画を立てるべきだと考えます。仮に、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。現行の電波法第百三条の三第2項の規定のもとで、仮にこうした柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度を適切に見直すよう検討すべきと考えます。</p> <p>○ 平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。</p>

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	8～9	<p><特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p> <p>○また、特性係数の個々の数値に関しても、今後、輕輕に変更されるようなことがあれば、無線局免許人の経営に多大な影響を与えかねないことから、現行の係数(数値)で維持されるよう強く要望します。</p>
	13	<p>基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>○無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。</p> <p>○やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ信州】</p>
5	3	<p>【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定</p>	<p>・弊社は以前から「歳入と歳出は一致するよう設計すべき」、又「歳入と歳出の規模は抑制すべき」旨の意見を述べており、今回の方針はこうした意見を踏まえたものと考えます。ただ共益事務の更なる効率化や必要性の検討を徹底することにより、歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、免許人の負担の軽減に努めていただきたいと思います。</p> <p>・次々回3年後の料金改定においては、電波利用料の歳出の一部であった地上デジタル放送総合対策がほぼ完了するものと見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して免許人の負担を軽減すべきと考えます。</p>
	8～9	<p><特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>・これまでと同じ特性係数を放送局及び放送局と一体の放送事業用無線局に適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持されるべきと考えます。</p>
	13	<p>(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>・免許人にとって電波利用料の制度や料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変わり、また想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となるため避けるべきです。ただやむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様、上限を20%程度に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【福岡放送】</p>
6	1	<p>1頁 図1 基本方針の概要 1 電波利用共益事務の在り方</p>	<p>共益費用としての位置づけを踏まえた各年度の歳入と歳出予算額の関係は一致させる必要があることに賛同いたします。 また、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模を抑制することに賛同いたします。</p>
		<p>1頁 図1 基本方針の概要 4 特性係数(軽減係数)について</p>	<p>特性に応じて適用される現行措置について、有線方式による提供が困難な離島・山間部や国定公園などのライフラインへの措置継続に賛同いたします。 また、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る係数について、国民や国等の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組みを行うなど、非常時対応に対し費用負担を負っている無線システムに適用されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話】</p>
7	3	<p>【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定</p>	<p>ラジオ・テレビ兼営局としては電波利用料の用途として「民放ラジオ難聴解消支援事業(仮)」が新規追加されたことに感謝申し上げますが、このことが歳入歳出規模の圧縮の障害にならないよう望みます。</p>

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	8～9	<特性係数> ア～エ	放送局に対しこれまでどおり2つの特性係数を適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にも同様に特性係数を適用したことは妥当であり、今後の改正においても維持すべきものと考えます。
		地上ラジオ放送の料額について	地上ラジオ放送が使用する周波数帯は逼迫度合に大きな変化はなく、また経済的価値は減少していません。地上ラジオ放送の料額については中長期的に軽減の方向で検討いただきたいと考えます。 【秋田放送】
8	3	【見直し後平成(26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底する事で歳入・歳出規模を圧縮し無線局免許人の負担軽減に努めて頂きたいと考えます。 ○平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものとみられますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担軽減に努めて頂きたいと考えます。
	7	基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	○周波数移行中の無線システムには700MHz帯からの移行を進めているFPU等が含まれるものと認識しております。他用途の周波数を確保するための周波数移行を促進し、当該の無線局免許人の負担が過重なものにならないよう配慮する観点から、妥当な措置と考えます
	8～9	<特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ	○無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだろ考えます。 ○やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増額する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	○無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだろ考えます。 ○やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。
		地上ラジオ放送の料額について	○地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯は無線局数やひっ迫度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途をたどっていることは不合理と考えます。地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。 【青森放送】
9	3	2. 料額算定の基本的な流れ 図2 電波利用料の基本的な構成	平成26年度～28年度の想定歳出規模は年平均約700億円とすることが示されています。この想定歳出規模は料額算定の基礎となることから、今後の具体的な料額設定に当たっては放送事業者の負担が増えることのないよう、電波利用料の用途を無線局免許人全体の受益に真に必要なものに限定するなど、歳出規模全体をさらに抑制していくことを要望します。
	9	3. 「a群」に係る金額の計算方法 Ⅱ 各種無線システムへの特性の勘案 ～ Ⅲ 各種無線システムの負担額の計算	放送事業者は、地上テレビ放送のデジタル化や周波数再編に取り組み、周波数帯域の有効利用に貢献しています。またNHKはあまねく全国に豊かで良質な番組を届けるとともに、災害時の迅速・的確な情報提供に努め、公共放送としての責務を果たしてきています。 この観点から、今回の具体化方針(案)で、放送事業者の無線システムにおける特性係数(国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2、国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2)の適用維持が示されたことは妥当と考えます。
	13	4. 「b群」に係る金額の計算方法	b群は、電波監視と無線局監視システムに分けて料額算定を行うことが示されていますが、今後、この算定方式による料額設定については、電波監視や無線局監視システムの運用に係る実経費を適切に反映するとともに、無線局数や無線局形態が異なる各事業者間の公平負担を損ねることのない適切な料額負担とすることを要望します。 【日本放送協会】
10	1	図1 基本方針の概要 1 電波利用共益事務の在り方	現行の電波利用料制度の共益費用としての位置づけを踏まえ、各年度の歳入と歳出の関係を一致させることに賛同致します。 また、電波利用料の用途をより一層明確化すると共に、次期に実施する歳出規模の更なる効率化に賛同致します。
	1	図1 基本方針の概要 4 特性係数(軽減係数)について	山間地や離島などのエリアへの電気通信サービスなどの法令等に基づく通信について、公共性などを勘案し、電波利用料減免措置の適用を継続することに賛同致します。 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、国民や国・地方公共団体・防災関係機関の重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っている無線システムに適用することを要望致します。

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
			【西日本電信電話】
11	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定※	○ 地上デジタル放送関連の対策事業が、完了するのに伴い、一定割合を占めていた歳出が削減される見込みとなっています。この機会に、歳入、歳出を見直し、免許人の負担を軽減すべきと考えます。
	8～9	<特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 簡易無線やラジオマイクのように、多数の免許人等が同一の周波数の共用を図ることにより国民に等しく電波利用の機会を付与する形態については、その利用形態を勘案することとします。 <中略> ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 放送局など、電波利用の利便を広く国民に付与するために、通常の市場活動を越えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた債務等が法令等において規定されているものについては、その公共性を勘案することとします。 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 船舶局、航空機局など、国民の生命、身体の安全及び財産の保護に寄与するものについては、その公共性を勘案することとします。 <中略> 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ <中略> テレビジョン放送 1/4 ウ、エ	○ 「電波利用料の見直しに関する検討会」の提言を踏まえ、テレビジョン放送と放送事業用無線局に、これまで通りの係数および計算式を適用したことは、妥当であり、今後も継続すべきと考えます。
	13	(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	○ 3年毎の見直しにより、想定外の料額の大幅な増加が生じることは、とりわけ地方の放送事業者にとって、経営に与える影響が大きいことから、避けるべきと考えます。 増額が避けられない場合に、上限を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることは、妥当であり、今後も継続すべきと考えます。
12	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	○ 「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することによって歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと思います。
	8～9	<特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略)	○ 「電波利用料の見直しに関する検討会」での提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	○ 3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。 ○ やむを得ず料額が増加する場合も、上限を20%以下に抑えることが重要であると考えます。
		地上ラジオ放送の料額について	○ 地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯は無線局数やひっ迫度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途をたどっていることは不合理と考えます。また、地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。
			【エフエム大阪】

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
13	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)の提言どおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することが極めて重要と考えます。そして歳入・歳出規模を出来る限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただけますよう強く要望します。</p> <p>○電波利用料は歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積を考えると相当の歳入超過が見込まれます。電波共益事務のために徴収した電波利用料が、その目的を完遂せず残されたり、他用途に流用されるようなことはあってはならないと考えます。歳入と歳出のバランスを考えた電波利用料の徴収計画を立てるべきだと考えます。仮に諸般の事情により収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用するなど、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。現行の電波法第百三条の三第2項の規定により柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度の適切な見直しを検討すべきと考えます。</p> <p>○平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳出において地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に縮小して無線局免許人の負担の軽減を要望いたします。</p>
	7	基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	<p>○周波数移行中の無線システムには700MHz帯からの移行を進めているFPU等が含まれるものと認識しております。移行に伴い一時的に増加する周波数幅について算定の対象外という方針案は、当該の無線局免許人の負担に配慮する意味でも、妥当な措置と考えます。</p>
	8～9	<p><特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」は、放送局に対しこれまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。この提言を踏まえ、放送局に2つの特性係数の適用と、さらに放送局と一体の放送事業用無線局に同じ特性係数を適用したことは適正であり、今後の改定においてもこれらの提言の趣旨は維持すべきものと考えます。</p> <p>○また、特性係数の個々の数値に関しては、今後、安易に変更されれば、無線局免許人の経営基盤の大小にかかわらず、経営に多大な影響を与えてしまうおそれがあるため、現行の係数(数値)の維持を強く要望します。</p>
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	<p>○無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は事業の継続にとって極めて重要です。3年ごとの見直しで制度の見直しなどで大きく変動し、想定外の料額増加が生じると経営上の不確定要素となり避けるべきと考えます。</p> <p>○やむを得ず料額が増加する場合においても、前回改定と同様に、上限を20%以下に抑える措置を講ずることは、今後の改定においても維持すべきものであると考えます。</p>
		その他 (地上ラジオ放送の料額について)	<p>○地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯は無線局数など大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えないと考えます。したがって地上ラジオ放送の料額については、将来的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【鹿児島讀賣テレビ】</p>
14	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも700億円を想定	<p>○平成25年3月より総務省で検討会が開始され、意見募集と免許人からのヒアリングを経て平成25年8月の「電波利用料に関する検討会」の報告書で提言されています。この提言書にあるとおり「共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底する」ことにより「歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減」に努めていただけますよう強く要望します。</p> <p>○電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。先の意見募集にも「歳入、歳出の規模を抑制的にすべき」との意見が多く寄せられていました。「電波利用共益事務のための電波利用料は必要以上に徴収することや他用途に流用する」ことがあってはならず、収支差額が発生した場合には、一般財源(税金)の「単一年度収支」ではなく次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を必要最小限(軽減)とすべきと考えます。現行の電波法第百三条第2項の規定のもとで、仮にこうした柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度を適切に見直す3年に一回の機会ととらえて実行すべきと考えます。</p>
	8～9	<p><特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に掛かる責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に継続適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にも「非常事態において放送局が採算を度外視した報道番組での無線局の活用状況」等を理解いただき、これまでの特性係数を適用したことは妥当であります。</p> <p>○この特性係数は無線局免許人において大変重要な意味(国民への責務・寄与等)を持ち、今後の改定においても個々の数値について堅持されるべきものであり軽易に変更されることが無いように強く要望します。</p>
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	<p>○無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直し制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じるとは経営上の不確定要素が生じ経営計画に悪影響となりかねないため、避けるべきと考えます。</p> <p>○やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても堅持するべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ新潟放送網】</p>

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
15	3	2. (1)「a群」と「b群」への分類【見直し後(平成26～28年度)】歳入・歳出とも約700億円を想定	電波利用料制度の運用の透明性を確保する上で、歳入、歳出それぞれの総額を一致させることは重要であると考えます。
	3	2. (1)「a群」と「b群」への分類【見直し後(平成26～28年度)】地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援(一部)民放ラジオ難聴解消支援事業	これらは放送の視聴環境の改善につながるものであり、適当であると考えます。
	9	3. III 各種無線システムの負担額の計算 無線システム 特性係数 FPU 1/4 ラジオマイク 1/4 テレビジョン放送 1/4 ラジオ放送 1/4	「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書」の内容に沿って、放送局にこれまで通りの特性係数が適用されることは適切であると考えます。
	13	5. 電波利用料の負担	電波利用料の見直しにより料額が大幅に増えることは、免許人の経営環境に悪影響を及ぼすことにもつながるため、本案で示されたような一定の歯止めは必要不可欠であると考えます。 【朝日放送】
16	3	平成26～28年度歳入・歳出とも約700億円を想定	平成25年8月の「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することにより、歳入・歳出の規模を出来る限り圧縮して、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと思います。
		その他	ラジオ放送が使用する周波数帯は無線局数や逼迫度合いに大きな変化がないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途を辿っていることは不合理と考えます。民放ラジオ事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、ラジオ放送の料額につきましては軽減の方向で検討していただきたいと思います。 【FM802】
17	7	1.「使用周波数帯域幅」の計算(中略) また、基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数増については、原則として算定の対象外とします。	現在、700MHz 帯からの移行作業を進めているFPU等は、他の用途の周波数を確保するための周波数移行であり、左記の方針(案)に記載されている「周波数移行中の無線システム」に含まれるものと認識しています。周波数移行を行う無線免許人の負担が過度にならないように配慮し、周波数の有効利用の促進に役立つもので妥当と考えます。
	8～9	<特性係数> ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2	基幹放送事業者は、放送法により、放送を国民にあまねく届けるようにするとともに、災害発生時に被害軽減に役立つ放送を行うことが責務となっています。上記を再確認した「電波利用料の見直しに関する検討会」での提言を踏まえ、ウ、エの2つの特性係数を放送局に適用したことは妥当で、今後も維持されるべきものと考えます。
	13	5.電波利用料の負担 (2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	電波利用料のあり方が、3年ごとの見直しで大きく変化し、想定外の料額増額が生じることは無線局免許人にとって経営上のリスクとなりかねません。このため、やむを得ず増額される場合も、上限を20%にとどめる措置を講ずることは妥当と考えます。今後の改定についても同様の措置が維持されるべきものと考えます。 【東海テレビ放送】
18	3	【見直し後(平成26～28年度)】歳入・歳出とも約700億円を想定	○ 「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することが極めて重要です。また、この徹底化によって歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただけますよう強く要望します。 ○ 電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波共益事務のために徴収した電波利用料が、使い切られずに残されたり、他用途に流用されるようなことがあってはならず、歳入と歳出の間に大きな乖離が生じないように電波利用料の徴収計画を立てるべきだと考えます。仮に、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。現行の電波法第百三条の三第2項の規定のもとで、仮にこうした柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度を適切に見直すよう検討すべきと考えます。 ○ 平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。
	7	基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	○ 周波数移行中の無線システムには700MHz帯からの移行を進めているFPU等が含まれるものと認識しております。他用途の周波数を確保するための周波数移行を促進し、当該の無線局免許人の負担が過重なものにならないよう配慮する観点から、妥当な措置と考えます。

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	8～9	<p><特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。 ○また、特性係数の個々の数値に関しても、今後、輕輕に変更されるようなことがあれば、無線局免許人の経営に多大な影響を与えかねないことから、現行の係数(数値)で維持されるよう強く要望します。</p>
	13	<p>基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>○無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。 ○やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
		<p>その他 (地上ラジオ放送の料額について)</p>	<p>○地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯は無線局数やひっ迫度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途をたどっていることは不合理と考えます。地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。 【山形放送】</p>
19	3	<p>【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、歳入・歳出規模を出来る限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減につとめて頂きたいと考えます。 ○電波利用料の歳出において一定割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の負担がほぼ完了することが見込まれるので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきだと考えます。</p>
	7	<p>基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。</p>	<p>○周波数移行中の無線システムには700MHz帯からの移行を進めているFPU等が含まれるものと認識しております。他用途の周波数を確保するための周波数移行を促進し、当該の無線局免許人の負担が過重なものとならないよう配慮する観点から、妥当な措置と考えます。</p>
	8～9	<p><特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共同を行う片の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の声明、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」は、精緻な議論を経て放送局に対して、これまで通り2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。このことを踏まえて、適用したことは妥当であり、今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
	13	<p>基本方針を踏まえ、原稿の料額と比較して、新たに算定して料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>○3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、やむを得ず料額が増加する場合でも、前回改定と同様に、上限を20%に押さえる措置を講ずることは妥当だと考えます。また、今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
	<p>その他 (地上ラジオ放送の料額について)</p>	<p>○地上ラジオ放送(中波放送)が仕様する周波数帯は無線局数や逼迫度合いの変化がほとんどなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えない中、電波利用料額が増加の一途となっているのは不合理だと考えます。中長期的に軽減となる方向で検討をお願いしたいと考えます。 【西日本放送】</p>	
20	3	<p>【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定</p>	<p>歳入、歳出規模共に抑制的にすべきであり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証の徹底をお願い致します。 電波利用料は、歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと思われま。電波共益事務のために徴収した電波利用料は、収支差額は、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきだと考えます。現行の電波法第百三条の三第2項の規定のもとで、仮にこうした柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度を適切に見直すよう検討すべきと考えます。 地上テレビ放送が使用する周波数帯域は2011年7月以前には370MHzであったものが240MHzにまで減少し、周波数共用による電波の有効利用が進んでおります。また、電波利用料の歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれます。 平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、歳入・歳出規模を大幅に削減して地上テレビ放送の負担を軽減すべきと考えます。</p>

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	8～9	特性係数	地上放送がハード、ソフト両面の法律上の責務を負っているという放送固有の特性を勘案すれば、現行の2つの特性係数は維持すべきです。 地上放送局は、災害の発生に備え、24時間365日体制で取材と報道を継続しております。弊社の放送エリアについても、南海トラフ巨大地震等の自然災害に備えた防災番組の制作、設備投資、取材体制の構築等、平時から放送責任を負って取り組んでおります。 「電波利用料の見直しに関する検討会」の提言も踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。 一方、他の無線局の電波利用料負担の低減によって、他の負担が増加することがあってはならず、新たに特性係数が適用される無線局が出た結果、他の電波利用料額に転嫁されることのないよう、引き続き、強く要望致します。また、共益事務の更なる効率化や必要性の検証の徹底を重ねてお願い致します。
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	電波利用料が大幅に増額されれば、経営不安定要素になりかねないことから、増額率を一定の水準に収める措置を適用することには賛同致します。 電波利用料の制度・料額の継続性、安定性はきわめて重要です。3年毎の見直しで想定外の料額増加が生じることは、経営上の不確定要素となりかねず、避けるべきと考えます。 やむを得ず料額増加する場合も、前回改定と同様、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定でも維持すべきと考えます。
		その他	公共性の高い無線システムの排除に繋がる懸念から、経済的価値は過度に反映されてはならないと考えます。 放送局には災害時の支援や国民の知る権利への対応等の責務があり、公共性は非常に高く営利事業としてのみの側面で捉えることは不適切であり、放送の社会的価値等を勘案した上で、電波利用料の軽減を図っていくべきであると考えます。
			【名古屋テレビ放送】
21	3	【見直し後(平成26～28年度)】歳入・歳出とも約700億円を想定※	「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)の共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、歳入規模の検討が必要とする旨の趣旨をふまえ、【現状(平成23～25年度)】歳入・歳出とも約710億円の想定より、【見直し後(平成26～28年度)】の想定金額を約700億円とし、約10億円の減額になっていることは、妥当であると考えます。 さらに、毎年度の決算時に歳入が歳出を超過している従来状況を考えますと、電波利用料の一層の低減化を図るべきと考えます。
	8～9	<特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 <計算対象システム> (中略) [3GHz以下] 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ [3～6GHz] 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 マイクロ固定(放送) 1/2 ウ	地上放送局は、放送法(あまねく努力義務等)により電波利用の普及に責務があり、また放送法により災害時の放送が義務付けられ、設備並びに番組内容にも責任を持ち業務にあたっています。そうしたことに御留意いただき、「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)では、地上放送局に対して、2つの特性係数「ウ国民の電波利用の普及に係る責務等:1/2」と「工国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2」の適用が提言されたことを受け、今回の料額算定の具体化方針案に示されたことは、妥当であると考えます。 また、地上放送局と密接に関連するFPU並びにラジオマイクについて、2つの特性係数「ア同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2」と「ウ国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2」の適用が示されたこと、さらにマイクロ固定(放送)についても特性係数「ウ国民の電波利用の普及に係る責務等:1/2」の適用が示されたことは、妥当と考えます。こうした数値の特性係数の適用が、今後も引き続き維持されることを望みます。
	13	(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	電波利用料の制度、料額の継続性、安定性は極めて重要と考えます。3年毎の見直しで制度が大きく変動し、料額の大幅増加があれば、放送局としての公共的な使命を果たすうえで深刻な影響を受けかねず、そうした料額増加は避けるべきと考えます。 料額増加が避けられない場合でも、極力、低額化を図るべきです。今回の料額算定の具体化方針案では、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を20%程度の水準にとどめられたことは、妥当と考えます。今後も、増加分に歯止めをかける同水準の維持を望みます。
			【日本海テレビジョン放送】
22	3	歳入・歳出について	・共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底し、できる限り歳入・歳出を圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただければ幸いです。 ・また、歳入と歳出の間に大きな差額が生じないように電波利用料の徴収計画を立てるべきだと考えます。仮に、歳入が歳出を大きく上回った場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。 ・次々回(平成29～31年度)の料額改定においては、歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の負担がほぼ完了するものと見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。
	7	周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外	・周波数移行中の無線システムには700MHz帯からの移行を進めているFPU等が含まれるものと考えます。周波数移行に際しては、当該の無線局免許人の負担が過度なものとならないよう配慮すべきと考えます。

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	8～9	特性係数について	<ul style="list-style-type: none"> ・2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、今後の改定においても維持すべきものと考えます。 ・特性係数の数値の変更は、無線局免許人の経営に多大な影響を与えかねないことから、現行の係数(数値)で維持されるよう強く要望致します。
	13	料額が大幅に増加する無線局等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となるため、避けるべきと考えます。
		その他 (地上ラジオ放送の料額について)	<ul style="list-style-type: none"> ・地上ラジオ放送が使用する周波数帯は無線局数やひっ迫度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとはいえません。しかしながら、料額は増加の一途をたどっています。地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。 <p style="text-align: right;">【高知放送】</p>
23	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも700億円を想定	<ul style="list-style-type: none"> ○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することが極めて重要です。また、この徹底化によって歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただけますよう強く要望します。 ○電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波共益事務のために徴収した電波利用料を退蔵することや他用途に流用することがあってはならず、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。現行の電波法第百三条の三第2項の規定のもとで、仮にこうした柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度を適切に見直すよう検討すべきと考えます。 ○平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。
	8～9	<特性係数> 【ア】同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 【ウ】国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 【エ】国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ	<ul style="list-style-type: none"> ○「電波利用料の見直しに関する検討会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。 ○また、特性係数の個々の数値に関しても、今後、輕輕に変更されるようなことがあれば、無線局免許人の経営に多大な影響を与えかねないことから、現行の係数(数値)で維持されるよう強く要望します。
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	<ul style="list-style-type: none"> ○無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。 ○やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。
		その他 (地上ラジオ放送の料額について)	<ul style="list-style-type: none"> ○地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯は無線局数やひっ迫度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途をたどっていることは不合理と考えます。地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。 <p style="text-align: right;">【長崎国際テレビ】</p>
24	2	「a群」・電波の経済的価値の向上につながる事務:電波資源拡大のための研究開発、携帯電話等エリア整備事業等に係る費用に対応する金額については、電波の経済的価値に係る諸要素を勘案して算定することとします。	<p>弊社は、これまでの意見募集に際し、「電波の経済的価値の反映を過度に進めることは賛成できない」旨の意見を述べております。今後の電波利用料額の算出においては、無線システムの目的や社会意義に配慮していただき、経済的価値の反映が過度なものとならないようご留意頂くようお願い致します。</p>
	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社は、これまでの意見募集に際し、「歳入・歳出規模はともに抑制的にすべき」旨の意見を述べてきましたが、今回示された方針(案)では、弊社の意見を踏まえた妥当なものと考えます。 ・また、地上デジタル放送難視聴対策は、H26年度末をもって完了し、これに関わる歳出が不要となるため、無線局免許人の負担を軽減すべく、更なる歳入・歳出の抑制に努めるべきと考えます。

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	8～9	<p><特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2</p> <p>無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>・放送局及び放送局と一体の放送事業用無線にこれまでと同じ特性係数を適用することは、放送事業者の果たすべき役割を考慮した妥当なものであると考えます。また、この特性係数は将来的にも維持すべきものと考えます。</p>
	13	<p>(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>・免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を概ね20%程度にとどめるとしたことは、各事業者が安定的な経営を行うにあたり適正な措置で妥当なものであると考えます。 ・想定外の電波利用料額の増加による経営上の不確定要素を取り除く必要があるため、今後の改定においても同様な措置が必要不可欠であり、継続すべきものであると考えます。</p>
25	8	<p>ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2</p>	<p>○地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、国民の電波利用の普及(ハード)に法的責務を負うという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用を維持した点は、妥当であり評価できる。 ○また、当社はこれまで「地域メディアとしての責任、テレビ・ラジオの公共性を鑑み、安定した放送を継続するためには、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要である」旨の意見を述べており、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持した点は、妥当であり評価できる。 この2つの特性係数は今後も維持すべきものとする。</p>
	13	<p>(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮</p>	<p>○北海道は国土の22%を占める広大な地域である。当社は、これまでも「この地域に放送を届けるため、テレビ156局、ラジオ17局もの送信所を維持してエリアをカバーしている。このため、既にエリアの経済力から考えて過大と思える電波利用料を負担している」と述べてきた。こうした現状にあって、料額の増加は避けるべきと考える。 ○前回改定と同様に、やむを得ず増額せざるを得ない場合において、増加分を一定水準(概ね20%程度)に留めるとした点は妥当であり、評価できる。</p>
26	3	<p>【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定</p>	<p>○ 共益事務の効率化や必要性を精査したうえで、歳入・歳出規模をできる限り圧縮に努めていただきますよう強く要望します。 ○ 電波共益事務のために徴収した電波利用料が、使い切れずに残されたり、他用途に流用されるようなことがあってはならず、歳入と歳出の間に大きな乖離が生じないように電波利用料の徴収計画を立てるべきだと考えます。仮に、収支差額が発生した場合には、過年度分を次年度以降に繰り越すことができるように、制度を見直すよう検討すべきと考えます。</p>
	8～9	<p><特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2</p>	<p>○ 特性係数の個々の数値に関しては、適切な措置と考え、今後も維持するべきと考えます。</p>
	13	<p>基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>○ 電波利用料の3年ごとの見直しで、想定外の料額増加となることは、無線局免許人にとって経営の悪化を招きかねないため、避けるべきだと考えます。料額が増加する場合は、前回と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
27	3	<p>【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定</p>	<p>「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することによって歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと思います。</p>
	13	<p>基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>○無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。</p>
28	3	<p>電波利用料の基本的な構成</p>	<p>・基本方針に示されたように、歳入・歳出規模については「更なる効率化」や必要性の検証を徹底した上で、その規模を抑制的に検討し、出来る限り減額することで無線局全体の負担軽減を実現して欲しい。また「歳入歳出の関係は一致させることが必要」であり、歳入が歳出を上回った場合には、差額を次年度以降の電波共益事務に活用するなどして、さらなる負担軽減に努力して欲しい。</p>

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	7	基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、…、原則として算定の対象外とします	・「国民への電波利用の普及に係る責務」と「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」という放送固有の特性や役割を再確認した上で、特性係数を従来通りの1/4としたことは妥当な方針だと評価する。
	9	特性係数1/4	・「国民への電波利用の普及に係る責務」と「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」という放送固有の特性や役割を再確認した上で、特性係数を従来通りの1/4としたことは妥当な方針だと評価する。
	13	料額が大幅に増加する無線局等への配慮	・3年ごとの見直しの度に、電波利用料の料額が想定よりも大幅に増加するのは、経営上の負担となりかねない。その意味で、「免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめる」としているのは、妥当な方針だと評価する。ただし、増加の割合は極力抑制的であることを望む。
29	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも 約700億円を想定	【TBSテレビ】 ○電波利用料の総額については、平成5年の制度施行開始以降、10倍近くまで規模が拡大しています。歳出規模の拡大を前提とする考え方をとるのではなく、「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言された通り、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底し、予算規模の適正化、無線局全体の負担軽減に努めていただきたいと思います。 ○平成25年度は歳入710億円に対し歳出予算666.6億という実績であるにも関わらず、次期3年間の歳出予算を700億円と設定したことは、予算規模の適正化がなされているのか疑問があると言わざるを得ません。また、電波利用料財源の歳入・歳出決算の推移グラフから収支差累積額が400億円程度に上ると推測されることから、歳入予算および歳出予算のさらなる精査、および、歳出規模の総額抑制が必要であると考えます。 ○また、電波利用料は電波共益事務のために徴収したものであることから、収支差累積額が他用途に流用されることがあると電波利用料制度の趣旨から逸脱するものと考えます。収支差額については、次年度以降の電波共益事務に適切に活用できるよう制度の見直しを含めた検討をすべきと考えます。
	7	また、基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	○周波数移行中の無線システムについて、一時的に増加する周波数幅を電波利用料算定の対象外とすることは、周波数移行を促進する観点から妥当なものと考えます。 ○平成26～28年度に予定されている放送用FPUおよびラジオマイクの周波数移行についても、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については電波利用料算定の対象外としていただくよう要望いたします。
	8～9	<特性係数> ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) [3～6GHz] 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 マイクロ固定(放送) 1/2 ウ	○「電波利用料の見直しに関する検討会」において、放送局に対してはこれまで通り2つの特性係数を適用すべき旨が提言され、これを踏まえて放送局に2つの特性係数を適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局のうち、3～6GHz帯のマイクロ固定(放送)を除くものにも2つの特性係数が適用されたことは妥当なものと考えます。しかしながら、携帯電話について今回新たに「ハード(設備)部分について非常時対応に費用負担を負っていることからエ「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が適用されたことを踏まえると、マイクロ固定(放送)もハード(設備)部分について非常時対応に費用負担を負っており、今回携帯電話に適用されたエ「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」に該当すると考えられ、特性係数の算出にあたってはウおよびエの双方を適用することが妥当と考えます。
	13	(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	○料額の大幅増額による各事業者の経営に与える影響を一定程度に抑えるため、前回改定と同様、増額率を一定の水準に収める措置は妥当と考えます。
30	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも 約700億円を想定	【フジテレビジョン】 電波利用料の見直しに関する基本方針のとおり、電波利用共益費の用途については無線局全体の受益を直接の目的とする範囲内にとどめ、むやみに用途を拡大することなく歳出規模を削減するとともに、歳入・歳出を一致させることにより無線局免許人の負担を軽減することを要望します。
	5～6	3.「a群」に係る金額の計算方法 【第1段階】<<ひび迫帯域への負担額の配分>> (中略) 3GHz以下の帯域は3～6GHzの帯域に比較して約24倍のひび迫度を有していることから、「3GHz以下の帯域」及び「3～6GHzの帯域」の配分比率を24:1とすることとします。	A群にかかる金額計算で3GHz以下帯域と3～6GHz帯域の配分比率が現在の10:1から24:1と大幅に変更されることにより、放送事業者の負担料額が大幅に増加することにつながりかねないため、経済的価値を過度に反映させることは慎むべきと考えます。
	7	【第2段階】<<各種無線システムへの負担額の配分>> Ⅰ「使用周波数帯域幅」の計算 (中略) また、基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	700MHz放送事業用FPUの1.2GHz、2.3GHzへの周波数移行に伴い、移行過渡期においては移行元FPU及び移行先FPUの使用により周波数が大幅に増加します。負担を軽減するため、一時的に増加する周波数幅について算定除外する方針に賛同します。

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	8～9	<p>Ⅱ 各種無線システムへの特性の勘案 各種無線システムへの配分は、原則として、その使用周波数帯域幅に基づき行いますが、無線システムにはさまざまな特性があることから、使用周波数帯域幅に、それぞれの特性に応じた係数(以下「特性係数」という。)を乗じることとします。</p> <p><特性係数> ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略)</p> <p>Ⅲ 各種無線システムの負担額の計算 <計算対象システムについて> 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 テレビジョン放送 1/4 ウ、エ (他省略)</p>	<p>国民への電波利用の普及に係る責務等及び国民の生命、財産に著しく寄与するものという現在適用の2つの特性係数が放送局に対し維持されたことは評価します。放送における公共性、携帯事業者との電波利用料の負担構造の違いを十分理解し将来においても引き続き特性係数が維持されることを強く要望します。</p>
	13	<p>5. 電波利用料の負担 (2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>平成26年度以降の料額が大幅に増加する無線局等に対し増加分を一定水準にとどめることについては妥当と考えますが、歳出規模を電波利用共益事務の効率化などにより削減し、できる限り料額の増加分が大きくなりすぎないように要望します。</p>
			【関西テレビ放送】
31	8～9	<p><特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略)</p> <p>無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書で提言されたとおり、放送事業者に対し、現在の措置と同様2つの特性係数を適用し、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきであると考えます。</p> <p>○マイクロ固定(放送)回線についても他の放送事業用無線局と同様、放送局と一体であることを考慮し、2つの特性係数を適用すべきであると考えます。</p>
	13	<p>基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>○無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額は経営基盤、経営方針に影響を与えかねない要素である為、その継続性、安定性は非常に重要です。3年ごとの見直しにより制度の内容が大きく変化し、電波利用料の料額が想定外に増大することは、経営上の大きな不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。</p> <p>○やむを得ず料額が増加する場合、前回改定と同様、上限値を設定して概ね20%に抑える措置を講ずることは、無線局免許人の負担軽減策としては妥当であり、これは今後の改定においても維持、または更なる負担軽減を行うべきものと考えます。</p>
			【テレビ北海道】
32	3	<p>【見直し後(平成26年～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することが極めて重要です。また、この徹底化によって歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただけますよう強く要望します。</p> <p>○電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波共益事務のために徴収した電波利用料が、使い切られずに残されたり、他用途に流用されるようなことがあってはならず、歳入と歳出の間に大きな乖離が生じないように電波利用料の徴収計画を立てるべきだと考えます。仮に、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。現行の電波法第百三条の三第2項の規定のもとで、仮にこうした柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度を適切に見直すよう検討すべきと考えます。</p> <p>○平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。</p>

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	8～9	<p>〈特性係数〉 ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (以下、中略) 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。 ○ また、特性係数の個々の数値に関しても、今後、輕輕に変更されるようなことがあれば、無線局免許人の経営に多大な影響を与えかねないことから、現行の係数(数値)で維持されるよう強く要望します。</p>
	13	<p>5.電波利用料の負担 (2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>○ 無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、規定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、さけるべきと考えます。 ○ やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
		<p>その他 (地上ラジオ放送の料額について)</p>	<p>○ 地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯は無線局数やひびく度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとはいえないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途をたどっていることは不合理と考えます。地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送】</p>
33	3	<p>2. 料額算定の基本的な流れ 【見直し後 (平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定</p>	<p>○電波利用料については事務効率化の徹底により歳入・歳出規模を圧縮し、免許人の負担軽減に努めていただくことを要望します。 ○平成25年度の当初予算では歳入約741.3億円、歳出約666億円となっていますが制度導入以来、20年間で歳入が歳出を上回る年度が約7割を占めており、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波共益事務のために徴収された電波利用料が残されたり、他用途に流用されるようなことがあってはならず、歳入と歳出が一致するように電波利用料の徴収計画を立てるべきだと考えます。仮に、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。 ○見直し後のa群に含まれる内容として民放ラジオ難視聴解消支援事業があげられていますがその内容についてはまだ明らかになっておりません。ラジオ難視聴解消は災害時の情報端末確保策として有効とは思いますがその内容についての精査が必要と考えます。</p>
	8～9	<p>〈特性係数〉 ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (以下、中略) 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」の提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、今後の改定においても維持すべきものと考えます。 ○ また、特性係数の個々の数値に関しても、今後、輕輕に変更されるようなことがあれば、無線局免許人の経営に多大な影響を与えかねないことから、現行の係数(数値)で維持されるよう強く要望します。</p>
	13	<p>5. 電波利用料の負担 (2)基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>○ 無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性、妥当性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の負担増加が生じることは、特に経営が小規模であるローカル放送局にとっては経営上の不確定要素となります。 ○ やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【福島中央テレビ】</p>
34	3	<p>【見直し後 (平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定</p>	<p>○以前にも申し上げました様に、“地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援”についてはほぼ完了し、27年にはセーフティネットも終了予定となっているはずで、以降においての歳出算定の見直しをお願いしたい。また経年の歳入超過累積をかんがみた負担軽減をお願いします。 ○“民法ラジオ難聴解消支援事業”新規追加において妥当と考え評価賛同します。</p>

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	8～9	<特性係数> ア 同一システム内で複数の… 1/2 ウ 国民への電波利用の普及… 1/2 エ 国民の生命、財産の保護… 1/2 (一部略)	○前回の提言同様、左記において係数適用は電波利用の普及に係る責務がある放送の特性を再確認したうえで適切かつ必要な措置であり、これまで通り維持する方針は妥当なものと考え、今後においても維持を強く要望します。
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	○料額増加がやむを得ない場合、上限20%の抑制措置は放送事業者の経営の継続性や安定性において非常に重要であり、維持を強く要望します。
35	3	電波利用料の基本的な構成	・歳入・歳出規模については「更なる効率化」や必要性の検証を行い、その規模を可能な限り抑制的にすべきであり、無線局全体の負担軽減を図るべきと考えます。また「歳入歳出の関係は一致させることが必要」であり、歳入が歳出を上回った場合には、差額を次年度以降の電波共益事務に活用するなどして、さらなる負担軽減に努力していただきたいと考えます。
	8～9	特性係数	この度の具体化方針において、そのシステムの特性に応じた係数を乗じる考えが、継続されたことは妥当であると考えます。今後も2つの特性係数を放送局に適用すること、さらに放送局と一体の放送業務用無線局にもこれまでと同じ特性係数を適用することを希望いたします。
		その他	地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯域は、無線局数や逼迫度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途をたどっていることは不合理と考えます。地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。また中波放送事業者は、AM放送設備の維持、更新に膨大な費用が掛かる一方、広告市場は、漸減傾向にあり、大変厳しい経営を余儀なくされております。地上ラジオ事業者の料額については、ラジオ事業者の現状を踏まえた上で、過度な負担増とならないように、格段の配慮をお願いいたします。
36	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)(以下、報告書と記述)で提言されているとおり、無線通信技術がめまぐるしく進展する状況に併せ、共益事務の必要性の検証や効率化を進め、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたい。
	3	民放ラジオ難聴解消支援事業	報告書では、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針について言及されていたが、今回の具体化方針(案)に盛り込まれたことを評価する。さらには、放送局の中継局整備に留まらず、受信環境の整備も重要で、それは電波の経済的価値の向上にもつながると考える。具体的には、FM補完局が90MHz以上の周波数を使用する場合、特に車に搭載したラジオ受信機がそれに対応していないことが大きな問題になる。それに対して、例えばカーナビのバージョンアップを行うこと等で対応できることもあるのではないだろうか。そのような90MHz以上対応ラジオ受信機普及事業が行えないか検討していただきたい。
	8～9	<特性係数>	報告書で提言されたとおり、これまでと同じに2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当である。さらに放送に固有の特性を考慮して、今後の改定においても維持すべきものとする。また、特性係数の個々の数値に関しても、今後、輕輕に変更されるようなことがあれば、無線局免許人の経営に多大な影響を与えかねないことから、現行の係数(数値)を維持していただきたい。
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	無線局の免許人にとって電波利用料が3年毎の見直しで大きく増額することがあれば経営の安定性を損ないかねない。やむを得ず料額が増加する場合であっても、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものとする。
	その他	地上ラジオ放送が使用する周波数帯は無線局数や逼迫度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えないにもかかわらず、電波利用料が増加していることは不合理である。地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものとする。	
37	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも 約700億円	歳入・歳出規模が現状より拡大していないことを評価します。無線局全体の受益という電波利用料制度の趣旨を十分に踏まえ適切な使途・費用規模の検証や効率化を徹底し無線免許人の更なる負担軽減に努めていただくことを切望いたします。歳出の多くを占めていた地デジ対策費用については対策完了めどが見えてきたことから、今回の次の見直しとなる平成29年以降は大幅な減少が見込まれますので歳入・歳出規模の縮小が大きく図られることを期待します。
	8～9	<特性係数>について	放送局に対してこれまで同様に2つの特性係数が適用されたことは妥当であり今後も継続・維持されていくことが必要と考えます。
	13	(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮	「料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめる」ことについてはやむを得ず料額が増加する場合の措置として妥当と考えますが、免許人の負担増加を是とするのではなく、共益事務の更なる効率化、必要性を検証し、歳出規模を最小限にとどめる努力をすべきと考えます。

【福井放送】

【TBSラジオ & コミュニケーションズ】

【北日本放送】

【中京テレビ放送】

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
38	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定 ※	○当社はこれまでの意見募集においても、「厳格に査定を行い、支出を効率化し、歳出総額を抑制的にすべき」という意見を述べてきております。引き続き、共益事務のさらなる効率化や必要性の検証を徹底することによって、歳入歳出規模をできる限り圧縮すべきであると考えます。 ○電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。歳入と歳出の間に大きな乖離が生じないように精査し、電波利用料の徴収計画を立て、仮に、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。 ○平成29年度から31年度を対象とした次々回電波利用料の料額改定では、歳出で一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれます。その際には、歳入歳出規模および共益事務のあり方を抜本的に見直し、歳入歳出規模については大幅に削減して、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます
	7	【第2段階】《各種無線システムへの負担額の配分》 I「使用周波数帯域幅の計算」 (前略) また、基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	○周波数移行は有限希少な電波の有効利用促進の観点から進められている施策に則ったものであり、FPUなど移行対象の無線システムについて算定の対象外とすることは妥当な措置と考えます。
	7	II 各種無線システムへの特性の勘案	○地上テレビジョン放送の放送波中継網では、VHFに比べUHFではその伝搬特性などからより多くの中継局設置が必要であり、UHF帯利用によるコスト負担はVHF帯利用に比べ重くなっています(即ち、UHF帯の経済的価値は低下しています)。 本方針(案)では、その点について具体的な言及がありませんが、仮にVHF帯とUHF帯で区分して経済的区分を勘案する場合でも、特定の利用形態で負担増が生じないよう、慎重な検討がなされるよう要望します。
	8～9	<特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用料形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) 無線システム 特性係数 上記IIの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ	○特性係数はそもそも、電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増大という電波法の基本理念に基づき、電波利用における公共性や共同利用を勘案する必要があることから導入されているものです。 今回の方針(案)において、これまで通り2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは極めて妥当なものであると考えます。 ○今後の電波利用料額の改定においても、放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務等)および「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」する責務を負っていることから、維持されるべきものと考えます。
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の急激な負担に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	○当社はこれまでの意見募集においても、電波利用料制度や料額の変更は、経営の安定性や事業継続に大きな影響をおよぼすことから、増加分を一定の水準にとどめる仕組みを存置するよう要望しており、今回の方針(案)は妥当なものであると考えます。 ○今後の改定においても、極力、無線局免許人の負担を軽減し、料額の増加は避けるべきです。しかし、万が一、料額が増加される場合のためにも、増加分を一定の水準にとどめる仕組みは維持すべきものと考えます。
39	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	・「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、「共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底する」ことによって歳入・歳出規模を可能な限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと思います。 ・電波利用料制度の導入以来、歳入が歳出を上回る年度が多く、相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波利用料に収支差額が生じた場合には、次年度以降の電波利用共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。現行制度上こうした措置が難しいのであれば、総務省は早急に制度を見直すよう検討すべきと考えます。 ・平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳出中一定割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれるので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。
	8～9	<特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用料形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2	・「電波利用料の見直しに関する検討会」は放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用するよう提言しましたが、この提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したことに加え、放送局と一体の放送事業用無線局についてもこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、今後の改定においても維持すべきものと考えます。
	13	(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	・無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。 ・料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、今後の改定においても維持すべきものと考えます。

【讀賣テレビ放送】

【テレビ朝日】

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
40	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することによって歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただけますよう強く要望します。</p> <p>○電波共益事務のために徴収した電波利用料が、使い切れずに残されたり、他用途に流用されるようなことがあってはならず、収支が合致するように電波利用料の徴収計画を立てるべきだと考えます。仮に、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。</p> <p>○平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。</p>
	8～9	<p><特性係数></p> <p>ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2</p> <p>ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2</p> <p>エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2</p> <p>(中略)</p> <p>無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分</p> <p>FPU 1/4 ア、ウ</p> <p>ラジオマイク 1/4 ア、ウ</p> <p>テレビジョン放送 1/4 ウ、エ</p> <p>ラジオ放送 1/4 ウ、エ</p> <p>マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても適用を継続すべきものと考えます。</p>
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	<p>○電波利用料の制度・料額の3年ごとの見直しで想定外の料額増加が生じることは無線局免許人の経営上の不確定要素となりにかねないため、避けるべきだと考えます。</p> <p>○やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
41	3	【見直し後(平成26～28年度)】歳入・歳出とも約700億円を想定	<p>電波利用料の歳出については、同財源の平成26年度計上額に沿った歳出となるよう、できる限り圧縮するよう算定いただきたい。また、次々回の料額改定におきましては、テレビジョン放送局はデジタル化・アナログ終了に伴い、電波利用効率化に寄与したものと考えられますので、テレビジョン放送局免許人の負担を軽減するよう努めていただきたいと考えます。</p>
	9	特性係数(軽減係数)について	無線局の特性に応じた特性係数(軽減係数)については、放送局に2つの特性係数を適用し、また放送局一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、今後も継続・維持されるべきものと考えます。
	13	5. 電波利用料の負担(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮	電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要と考えております。現行料額から大幅に増加する無線局等について、激変緩和として上限20%に抑える措置を講ずることは、安定した経営・放送を継続するために妥当と考えます。
42	9	<特性係数> Ⅲ 各種無線システムの負担額の計算	<p>ラジオ放送が「国民への電波利用の普及に係る責務等」に規定され、かつ、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と位置づけられた上で、これらの公共性を勘案した軽減措置が適用されている現行制度は適切であり、災害発生時におけるラジオ放送の担う役割を考慮すると、今後も維持すべきである。</p> <p>また、新規参入業者についても、ラジオ放送と同様の社会的使命、社会インフラサービスを想定するものについては、軽減措置が適用されるべきである。</p>
		その他	<p>ラジオ事業者の電波利用料負担分は、改定時毎に2割相当の増額となっている。きわめて厳しい経営環境の中で、これ以上の負担増にラジオ業界は耐えられない状況にある。</p> <p>ラジオ放送周波数においては、電波の経済価値が増加しているとはいえ、かつ、災害放送などラジオ放送のきわめて高い公共性を勘案すると、ラジオ事業者の負担する電波利用料は据え置き、中長期的にはむしろ減額する方向が望ましいと考える。</p>
43	3	【見直し後(平成26～28年度)】歳入・歳出とも約700億円を想定	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)での提言のとおり、共益事務の更なる効率化・必要性の検証の徹底により、歳入・歳出規模をできる限り圧縮して、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと考えます。</p> <p>○電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波共益事務のために徴収した電波利用料を退蔵することや他用途に流用することがあってはならず、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。現行法規の規定のもとで、仮にこうした柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度を適切に見直すよう検討すべきと考えます。</p> <p>○平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。</p> <p>○地上放送のデジタル化により跡地となった帯域については、早急に有効活用が図られるべきである。早期にこうした跡地においても安定した歳入を図り、免許人の負担を軽減すべきと考えます。</p>

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	7	基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	○周波数移行中の無線システムには700MHz帯からの移行をすすめているFPU等が含まれるものと認識しております。他用途の周波数を確保するための周波数移行を促進し、当該の無線局免許人の負担が過重なものにならないよう配慮する観点から、妥当な措置と考えます。
	8～9	<特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ	○「電波利用料の見直しに関する検討会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても継続して維持すべきものと考えます。
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	○無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。 ○やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であるが、これも出来る限り低く抑えるべきであり、これは今後の改定においても検討すべきものと考えます。
44	1	2.経済的価値の適正な反映の在り方 ・広域専用電波による負担総額が相当程度高いことを踏まえて、例えば、分割払いの可否等、負担総額に影響を及ぼさない範囲内の広域専用電波の課金等の在り方について検討すべき等	【福島テレビ】 現行制度では、電波利用料は1年分を前払いすることになっており、その期間の途中で無線局を廃局しても支払った電波利用料は還付されません。 人工衛星局については、一局に係る電波利用料額は非常に高額となるため、期間の途中で無線局を廃局した場合には、残期間に相当する電波利用料を還付する制度や、同一軌道・同一周波数を使用する衛星への更改の場合には、旧衛星の電波利用料残期間分を新衛星に充当する制度の導入を要望いたします。
	3	電波利用料の基本的な構成	次期の歳出規模について、実施する共益事務の効率化や必要性の検証を徹底され、縮減を想定されていることにつき賛同いたします。今後とも引き続き、より一層の用途の精査を要望いたします。
	7	【第2段階】<各種無線システムへの負担額の配分> Ⅰ「使用周波数帯域幅」の計算	「3～6GHz」の帯域を含む人工衛星局には、本邦内に居住する利用者の需要に支障を与えない範囲において、専ら本邦外の場所相互間の通信(以下、「外国間通信」)に使用されている帯域を有する局があります。 今後グローバル市場での衛星回線需要増に伴い、外国間通信に使用する帯域はますます増えていくことが予測されており、国内使用が想定されていない一方で外国間での使用が想定される無線システムの料額の在り方については、諸外国における同様制度を比較・精査のうえ、今後の国際競争力を損なわないよう十分に配慮をする必要があると思料いたします。 各種無線システムの使用周波数帯域幅を算出する際には、3MHz以上の未使用周波数帯域幅が存在する場合は、当該帯域幅を減ずること、とされておりますが、次期電波利用料額の算定にあたっては、外国間通信を行っており国内においては未使用である帯域幅についても、算定より除外していただくことを要望いたします。
	7	各種無線システムへの配分は、原則として、その使用周波数帯域に基づき行いますが、無線システムにはさまざまな特性があることから、使用周波数帯域に、それぞれの特性に応じた係数(以下、「特性係数」という。)を乗じることとします。	無線システムの多様な特性を考慮し、それぞれの特性に応じた係数を乗じる制度及び係数値を維持・適用することにつき、賛同いたします。
	12	【第3段階】 <個々の無線局への負担額の配分> Ⅱ使用する帯域幅の勘案	マイクロ固定通信のように、個々の無線局が使用する帯域幅に大きな差が認められるものについては、必要に応じ、帯域幅を勘案して料額を計算する、とのことですが、「3～6GHz」の帯域を含む人工衛星局において外国間通信に使用されており、国内において未使用の帯域を有する局については、個別無線局への負担額配分の際に、国内未使用帯域幅を算定より除外していただくことを要望いたします。
	13	(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮	前回改定時(H.23年)に引き続き、新たに料額が大幅に増加する無線局等については、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめる措置の適用を検討いただいておりますが、一回あたりの増額率を一定の水準にとどめたとしても、改定時ごとに増額が続くことにより、経年的な上がり幅は大きなものとなり、該当する無線局の免許人にとっては相当程度の負担となります。 例えば「3～6GHz」の帯域を含む人工衛星局については、過去2回の改定(うちH.23改定時には増加分を20%程度にとどめる措置の適用あり)を経て、6年間で負担額が58.6%増加しておりますが、今後も一定の水準ながら改定毎に増額が繰り返されていくと、国際競争力のある価格での安定供給へも重大な影響が出ることを懸念しております。積極的に海外展開を行っていくとする無線システムの国際競争力を損なわないためにも、まずは改定前後における料額の増加が起らないことを前提とした算定方式とすることを要望いたします。
45		社会的ニーズが高まっているスマートメーターシステムの更なるコスト低減のためにも、当該システムに適用される周波数については、電波利用料が戦略的に大幅に軽減されるような「上限値」の設定などを要望いたします。 【スカパーJSAT】 【電気事業連合会】	

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
46	1	各年度の歳入と歳出は一致させることが必要	電波利用料に関わる歳入・歳出を一致させる基本方針は妥当と考える。然し、電波利用料の用途については共益事務の更なる効率化や「電波の経済的価値向上につながる事務(研究開発、携帯電話エリア整備など)」いわゆるa群の範囲の解釈についても極力限定的に行うなど「電波利用共益事務の処理に要する費用」の解釈の拡大を抑制し、歳出削減を図る中で継続的に歳入・歳入の規模を圧縮していくべきと考える。
	3	【見直し後(平成26年～28年度)】歳入・歳出とも約700億円を想定	新規追加となった「民放ラジオ難聴解消支援事業」(仮)についてその必要性は十分に認識している。然し、電波利用料の目的とする「共益事務」の範囲とすることには疑問であり、電波利用料とは別に財源を求めて実施すべき事業と考える。又、現行予算より歳入・歳出規模を圧縮したことは評価するが、過去 電波利用料の用途で一定の割合を占めてきたデジタル放送対策の完了が見込まれる中、歳入・歳入規模の更なる削減を図って免許人の負担軽減に努めるべきと考える。
	8～9	<特性係数> ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2	放送事業者は、放送法第2条により、放送対象地域において、あまねく受信できるように務める義務が課され、更に同法第6条にて災害の予防、被害を軽減する放送をすることが求められている。特に東日本大震災を機に再認識された非常災害時に放送が果たす役割への期待に応えるべく、当社としても放送体制の充実はもとより放送設備の多重化や非常電源対策の強化など、有事の放送継続と確実な情報発信に向け最大限の取り組みを推し進めてきた。放送事業者にこれまで通り2つの特性係数を適用したことはこうした放送側の努力を含めて放送の公共性や国民生活への寄与を改めて確認するものであり、適切な措置であると考えている。併せて放送に対する特性係数の適用については今後の改定に於いても維持すべきものとする。
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	「検討会」でも再確認されたように電波利用の公共性と国民の生命・財産の保護に寄与する放送事業者にとり、電波利用料の制度・料額の継続性と安定性は極めて重要と考える。3年ごとの見直しで、料額や制度が大きく変動することは、経営の不安定化をもたらす、ひいては放送事業に求められる責務の遂行に影響をきたしかねない。このため電波利用料負担の急激な変化に留意し、料額の増加分を一定の水準にとどめるとする措置は適切であると考えており、今後も継続することを要望する。但し、実際の企業活動の中で3年の見直し毎に、上限としているものの20%程度という料額の増加が果たして激変緩和といえるのかどうかは極めて疑問であり、歳入の更なる削減で増加率の圧縮に努め免許人の負担軽減を図るべきと考える。
47	3	見直し後(平成26年～28年度)歳入・歳出とも約700億円を想定	○効率化と必要性の検証を徹底して負担額を低減するなど歳出規模の縮小に向け更なる検討を進めて頂き、歳入と歳出が一致するようより一層の精査を望みます。 ○平成23年～25年より歳出規模は10億円の縮小想定ですが、用途は電波共益事務を実施する用途に限るべきであると考えます。また次々回の改定時には地上デジタル放送促進のための総合対策等は完了されていると思われるため、歳入歳入の規模を大幅に縮小して無線局免許人の負担軽減を望みます。
	8～9	特性係数ア～カ	○放送事業者は放送設備の安全性・信頼性につとめ、さらに震災等の大災害時における国民の生命・財産を守る立場から番組内容に責任を持って情報を伝えるなどの役割を担っており、2つの特性係数が維持されたことは妥当であり今後の改定においても維持されるべきと考えます。 ○災害時等ヘリコプター素材回線として使用しています5GHz帯の無線システムの特定係数は1/2となっていますが、「国民の生命、財産に著しく寄与するもの」として重要な回線であるため、3～6GHzマイクロ固定(放送)の特定係数がテレビジョン放送と同様に1/4になるように強く希望します。
	13	料額が大幅に増加する無線局等への配慮	○デジタル設備投資に加えて大規模な震災等に備えた防災等放送設備の充実と負担といった無線局免許人の負担は常に上昇しており、経営の安定化のためには3年ごとの見直しで負担規模が大きく変動することは望ましくないと考えております。そのため増加分は一定の水準(概ね20%)にとどめることは妥当な判断であり、今後の改定においても維持されるべきと考えます。
48	5	3.「a群」に係る金額の計算方法【第1段階】《ひっ迫帯域への負担額の配分》 ○ひっ迫帯域の考え方及び帯域ごとの負担額の配分 ひっ迫帯域については、電波の利用状況に鑑み、現行と同様に6GHz以下の帯域を観点することが適当であり、「a群」の徴収総額α億円を基本的に当該ひっ迫帯域に配分することとします。	放送事業用マイクロ固定回線として使用しているa群対象の5.850～5.925GHz帯(Bバンド)と、対象外である6.425～6.570GHz帯(Cバンド)他それ以上の周波数帯では、電波の特性がほぼ同等でありその使用目的が同一であるにもかかわらず、片や数十～数百万円(地域による)、片や1万数千円と非常に大きな料金格差が生じています。先に公表されている「電波利用状況調査」の結果においても、Bバンド帯が「ひっ迫している帯域」との評価はなされていません。よってこのような格差が生じないよう、当該放送用Bバンドについて、a群対象から除外していただきたい。
	9	3.「a群」に係る金額の計算方法【第2段階】《各種無線システムへの負担額の配分》 Ⅲ 各種無線システムの負担額の計算 <計算対象システムについて> テレビジョン放送 特性係数1/4 ラジオ放送 特性係数1/4	放送は「あまねく普及」の努力義務を課せられ、ハード整備に責務を負うだけでなく、その放送内容にも責任を持つという放送固有の特性を正しく捕らえ、本特性係数の放送への適用を従来通り維持するとした点を評価すると共に、今後においても堅持されることを希望します。
49	3	【見直し後(平成26年から28年度)】歳入・歳出とも約700億円を想定	○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月30日)で提言されたとおり、共益事務のさらなる効率化や必要性の検証を徹底することによって歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたい。 ○電波共益事務のために徴収した電波利用料に収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。現行の電波法第百三条の三第2項の規定のもとで、仮にこうした柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度を適切に見直すよう検討すべきと考えます。 ○平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳入において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了すると見込まれますので、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。

【宮城テレビ放送】

【広島テレビ放送】

【山口放送】

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	7	基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	○ 周波数移行中の無線システムには、700M帯からの移行を進めているFPU等が含まれるものと認識しています。他用途の周波数を確保するための周波数移行を促進し、当該の無線局免許人の負担が過重なものにならないよう配慮する観点から、妥当な措置と考えます。
	8～9	<p><特性係数></p> <p>ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態: 1/2</p> <p>ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等: 1/2</p> <p>エ 国民の生命、財産保護に著しく寄与するもの: 1/2 (中略)</p> <p>無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分</p> <p>FPU 1/4 ア、ウ</p> <p>ラジオマイク 1/4 ア、ウ</p> <p>テレビジョン放送 1/4 ウ、エ</p> <p>ラジオ放送 1/4 ウ、エ</p> <p>マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	「電波利用料の見直しに関する検討会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。
	13	基本方針を踏まえ、現行の料金と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	○ 無線局免許にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。 ○ やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、今後の改定においても維持すべきものと考えます。
		その他	○ 地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯は無線局数やひっ迫度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとも言えないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途をたどっていることは不合理と考えます。地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。
			【北陸放送】
50	13	<p>広域専用電波を使用する携帯電話等の包括免許の無線局については、料額算定に当たり、負担を求めない範囲に、稠密に利用しているシステムの周波数当たりの利用状況を勘案した上限値を設定し、上限値を超える部分については負担を求めないこととします。具体的な負担額の上限は、以下の計算式で算定します。</p> <p>料額×Σ(「総合通信局等の管轄区域を単位として行い当該地域ごとに人口等を勘案した係数」×「当該特定無線局が使用する広域専用電波の周波数幅(MHz)」×「電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める1MHz当たりの特定無線局の数」)</p>	<p>スマートメーターの通信料は、月額数十円程度でなければ費用面で厳しい状況であり、現行制度(月額200円、月額約17円)では、電波利用料の通信料に占める割合が3割程度と大変大きいものとなります。</p> <p>このため、「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書～電波利用料の見直しに関する基本方針～」3項※を踏まえ、スマートメーターに適用される周波数については、電波利用料が戦略的に大幅に軽減されるような「上限値」の設定を要望いたします。</p> <p>また、スマートメーターの普及促進に向けて、スマートメーターにつきましては、上限値に到達しない場合でも1台あたりの料金の軽減を要望いたします。</p>
			<p>※電波利用料の見直しに関する基本方針 3項 <3. 新規システムに適用する料額の在り方> 携帯電話システム等を利用するスマートメーターやM2Mシステム等は、ICTインフラとして普及促進する観点から、戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当 等</p>
			【九州電力】
51	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	<p>○ 共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することによって歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたい。</p> <p>○ 電波共益事務のために徴収した電波利用料を退蔵することや他用途に流用するべきではなく、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきであると考えます。現行の電波法の規定で、このような柔軟な措置が難しいのならば、制度の見直しを検討すべきだと考えます。</p> <p>○ 次々回の料額改定においては、これまで一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれるので、歳入・歳出規模を削減して無線局免許人の負担を軽減していただきたいと考えます。</p>

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	8～9	<p><特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略)</p> <p>無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」は放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しています。この提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持していくべきと考えます。</p>
	13	<p>基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>○ 無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきと考えます。</p> <p>○ やむを得ず料額が増加する場合も、最小限度に抑制すべきであり、前回改定と同様に、上限を20%に抑えることは妥当であり、今後の改定でも維持すべきと考えます。</p>
		その他	<p>○ 地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯は無線局数やひっ迫度合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えない状況です。にもかかわらず、電波利用料額が増加を続けていることは合理的ではないと考えます。地上ラジオ放送は災害時での重要な情報手段であり、非常に高い公共性があり、その料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものと考えます。</p> <p>○ 特に中波放送については強靱化を目的とした超短波中継局の利用が議論されているところであり、放送事業者の負担が過度にならないよう、電波利用料額についても特段の配慮が必要と考えます。また地上ラジオ放送の出力による料額区分についても細分化を検討すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【毎日放送】</p>
52	1	<p>無線通信システムの急速な普及・発展に対応するため～改めて料額の見直しなどを行うことを前提に～</p>	<p>・技術の急速な変化に対応するためには必要かと思いますが3年間の期間中の料額変更は、最小限にするべきであり、既存の無線局への影響は極力なくすべきだと考えます。</p>
	3	【見直し後(平成26～28年度)】	<p>・共益事務の更なる効率化や必要性の検証を十分に行うことにより、歳入・歳出規模を極力圧縮し効率的な運用によって、免許人の負担軽減に努めていただきたいと思います。</p> <p>・地上デジタル放送難視対策に係る経費(国庫債務負担行為)について、次回見直し時点では完了していると見込まれることから、適正な歳入・支出計画を策定し、免許人の負担を軽減すべきと考えます。</p>
	7	<p>周波数移行中の無線システム～原則として算定の対象外とします。</p>	<p>・700MHz FPUやラジオマイクは、周波数有効利用の観点から周波数移行に取り組んでいます。移行に伴う免許人の負担が過重なものにならないよう配慮する観点から、適切な措置と考えます。</p>
	7～9	Ⅱ各種無線システムへの特性の勘案	<p>・「電波利用料の見直しに関する検討会」の提言を受け、放送局に対して、これまで通り2つの特性係数を適用したことさらに、放送と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p> <p>・マイクロ固定(放送)の特性係数が、1/2ですが、視聴者に放送を届けるためには必要な無線局であり、放送業務の一部と考えるべきだと考えます。他の放送事業用無線局と同様に、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」に該当させるべきと考えます。</p>
	13	(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮	<p>・見直しによって、大幅な変動となった場合、経営上の不確定要素となりかねません。止むを得ず増額となる場合も上限を20%とする措置は重要であり、今後も堅持するべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【静岡第一テレビ】</p>
53	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言されたとおり、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底する事によって歳入・歳出規模を出来る限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めて頂きたいと考えます。</p> <p>○平成25年度電波利用料予算、歳入において70%強を占める携帯電話事業者へ特性係数(1/2)を新たに適用する方針であり、また、歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策費の後年度負担(国庫債務負担行為)が数年のうちに完了するものと見込まれる事から、今後、歳入・歳出規模を大幅に削減すべきであり、また、経年での歳入超過にならないよう適切に措置すべきと考えます。</p>
	8～9	<p><特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略)</p> <p>無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」では各特性係数についての考え方を論理的に分類し、慎重に検討した結果、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。これを受け、2つの特性係数を放送局に適用した事、また放送局と一体の放送事業用無線局に適用した事は妥当であり、今後の改定においても維持すべきと考えます。</p>
	その他	<p>地上ラジオ放送が使用する周波数帯は、ひっ迫度合いに変化がありません。また、先の大震災においてその重要度が際立つ電波媒体と認識されたところであり、地上ラジオ放送の料額は上がるのではなく、むしろ減額されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【山梨放送】</p>	

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
54		その他	次期電波利用料(平成26年度～平成28年度)については、「電波利用料の見直しに関する検討会」での検討、意見募集を経て「電波利用料の見直しに関する料額算定の基本方針」が策定されました。今回の「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」は、基本方針に基づいた料額の算定を行うものであり、本案に賛同いたします。 【NTTドコモ】
55	5～6	○ ひっ迫帯域の考え方及び帯域ごとの負担額の配分 特に3GHz以下の周波数帯域には、全無線局数の99.9%が集中しており、強いひっ迫状況が生じていることから、利用ニーズに見合うだけの周波数帯域の拡張や無線システムの導入が困難な状況が続いています。このため、現行のとおり、3GHz以下の帯域と3～6GHzの帯域に区分して、各々のひっ迫度に応じた配分を行うことが適当であると考えられます。	本方針案に基本的に賛同します。 電波の経済的価値については、市場競争を活性化する観点からも市場ニーズの高い帯域については、その各々の帯域における周波数のひっ迫度合いに応じてその価値を定めるべきであると考えます。 また、無線システムの利用形態は、高速化/大容量化へシフトし、UHF帯以上のより高い帯域への移行が進んでいることから、基本方針(平成25年8月30日付「電波利用料の見直しに関する検討会報告書」)においては「3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべき」とも記載されています。 以上のことから、3GHz以下の帯域についての区分及びその経済的価値について、継続的に検討していただくことを希望します。
	12	【広域専用電波に係る料額】 それぞれの無線システムの特性係数については、次表のとおりです。 なお、基本方針を踏まえ、次期より携帯電話、移動受信地上基幹放送について新たに特性係数を適用することとします。	本方針案に賛同します。 移動受信地上基幹放送はハード/ソフト事業者がそれぞれ放送法に基づく基幹放送の義務(あまねく普及努力義務及び災害放送義務)を負っており、これは他の放送事業者と同等であり、公共性を有していると考えます。従ってこれらの公共性を勘案した特性係数が移動受信地上基幹放送にも適用されることは妥当であると考えます。 【ジャパン・モバイルキャストینگ】
56		携帯電話は、災害時に事業者も通信基盤の迅速な復旧や災害対策に費用を負担していることを踏まえ、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」の特性係数(1/2)を新たに適用 基本方針を踏まえ、次期より携帯電話、移動受信地上基幹放送について新たに特性係数を適用することとします。 (携帯電話 特性係数1/2 第2段階Ⅱの区分エ「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」) 料額が現行の料額と比較して2割を超える増額となる場合は、増額が2割以内に収まるように調整 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	(要旨) 料額増額分を20%に抑える措置は前例とせず今回限りとし、次回見直し(平成29～31年度電波利用料)ではこの上限20%措置を廃止するべきである 次期電波利用料見直しにおいて、現在地上テレビジョン放送事業者に適用されている特性係数「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」(1/2)が携帯電話事業者にも新たに適用となることにより、放送と通信のアンバランスは解消される方向にあり、次回以降の見直しで更に促進するべきであると考えます。 すなわち、前回見直し時の料額増額分を20%に抑える措置は前例とせず今回限りとし、次回見直し(平成29～31年度電波利用料)ではこの上限20%措置を廃止するべきであると考えます。
		広域専用電波を使用する携帯電話等の包括免許の無線局については、料額算定に当たり、負担を求める包括免許数に、稠密に利用しているシステムの周波数当たりの利用状況を勘案した上限値を設定し、上限を超える部分については負担を求めないこととします。具体的な負担額の上限は、以下の計算式で算定します。 料額×Σ(「総合通信局等の管轄区域を単位として行い当該地域ごとに人口等を勘案した係数」×「当該特定無線局が使用する広域専用電波の周波数幅(MHz)」×「電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める1MHz当たりの特定無線局の数」)	(要旨) 携帯電話・BWA事業者の無線局料額は定額制にするべきである 広域専用電波における無線局料額は、携帯電話・BWA事業者の加入者が既に一定数おり、またスマートフォン普及によるトラフィック対策や新技術の導入等稠密に周波数を利用しているため、携帯電話・BWA事業者の無線局料額は定額制にするべきであると考えます。 【ソフトバンクモバイル、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB】
57	3	図2 電波利用料の基本的な構成	見直し後(平成26～28年度)のa群に分類される用途に「民放ラジオ難聴解消支援事業(仮称)」が新規追加されました。 本件の実施にあたっては、本年8月30日に公表された「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書」における、「ラジオ事業者に対する経営支援ではないことを明確にし、支援対象を難聴解消のための施設整備に限定することが必要」及び「周波数の効率的利用を確保するといった無線局全体の受益を直接の目的とする電波利用共益費の用途として相応しい範囲内において、実施することが適当」とする考え方に基づくものと理解しており、用途の追加は適当であると考えます。 また、歳出・歳入の規模「約700億円(想定)」については、電波利用共益事務の必要性の検証や効率化を確実に行うことで、必要最小限となるよう希望します。

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	12	3.「a群」に係る金額の計算方法【広域専用電波に係る料額】	今回、携帯電話について「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数を適用することとしたことに賛成します。 なお、携帯電話サービスが国民生活に広く普及している現状を踏まえ、「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数が携帯電話にも適用されること、電波利用料の負担のバランス、受益と負担の公平性について、継続的な検討が必要であると考えます。
	13	4.「b群」に係る金額の計算方法	具体的な負担額の上限算出式における「電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める1MHz当たりの特定無線局の数」については、その算定根拠等が免許人らに示され、合理的に決定されることを希望します。 【KDDI】
58	1	1.はじめに 図1 基本方針の概要 4. 特性係数(軽減係数)について ・(略) ・携帯電話は、災害時に事業者も通信基盤の迅速な復旧や災害対策に費用を負担していることを踏まえ、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」の特性係数(1/2)を新たに適用	(要旨) 「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、携帯電話だけではなく、PHSにも新たに適用すべきと考えます。 意見等 今回の電波利用料の料額算定の具体化方針では、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について携帯電話だけが新たに適用されていますが、平成25年8月30日の電波利用料見直しの基本方針においては、本特性係数は「携帯電話等に適用すべき」と記述されており、携帯電話に限定されていません。 今回の具体化方針において、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について携帯電話に新たに適用した理由として、携帯電話が災害時に通信基盤の迅速な復旧や災害対策に費用を負担していることが挙げられています。 PHSも東日本大震災の際には迅速な復旧活動を行い、かつ、各地域の病院、避難施設などに積極的にPHSを無償貸与してきました。特に東京地区ではPHSが繋がりがやすかったため、災害に強い通信手段として評価され、イエデンワなど災害対策用の商品やソリューションを提供し、これまで多くの自治体や企業に採用いただいております。 これを踏まえ、当社でもネットワークの災害対策を強化するため、新型基地局の配備によるエリアの多重化を進めているほか、本年、事業用電気通信設備規則の改正を受けて、携帯電話と同様、基地局のバッテリーの長時間化に対応するため設備投資も行ってまいります。 また、本年10月1日より、携帯電話とPHS間で番号ポータビリティを実施することから、災害時に携帯電話と同じ機能が使えるよう、災害伝言板、災害用音声お届けサービス、ショートメッセージなどを携帯電話各社と相互接続する予定であり、これにより、ユーザからみれば携帯電話もPHSもほとんど機能の差はなくなります。緊急速報メール(緊急地震速報、津波警報、災害・避難情報等)も昨年11月にPHSでサービスを開始しました。 以上のことから、PHSも携帯電話同様、災害時に通信基盤の迅速な復旧や災害対策に費用を負担していますので、本特性係数についてはPHSにも適用するようお願い致します。
	9	3.「a群」にかかる金額の計算方法【第2段階】《各種無線システムへの負担額の配分》Ⅲ各種無線システムの負担額の計算【3GHz以下】の表中のPHSに係る特性係数、上記Ⅱの区分について ・特性係数 3/4 ・上記Ⅱの区分 ア(2)	(要旨) PHSについて、周波数帯の共用による特性係数3/4に加えて、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数1/2についても適用し、PHSの特性係数を3/8としていただきたい。 意見等 前述のとおり、PHSも、緊急時・災害時には国民の生命・財産を保護するため、携帯電話と同等の機能を提供するシステムであることから、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数をPHSにも適用すべきと考えております。 【ウィルコム】
59	12	【広域専用電波に係る料額】 それぞれの無線システムの特性係数については、次表のとおりです。 なお、基本方針を踏まえ、次期より携帯電話、移動受信用地上基幹放送について新たに特性係数を適用することとします。	本方針案に賛同します。 移動受信用地上基幹放送は、ハード/ソフト事業者がそれぞれ放送法に基づく基幹放送の義務(あまねく普及努力義務及び災害放送義務)を負っており、これは他の放送事業者と同等であり、公共性を有していると考えます。 ハード事業者に課せられる電波利用料に特性係数が適用されることにより、結果としてソフト事業者が負担する電波利用料相当額が軽減されることで、公共性を有するサービスの更なる充実が図れるものと考えます。 従ってこれらの公共性を勘案した特性係数が移動受信用地上基幹放送にも適用されることは妥当であると考えます。 【mmbi】
60	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言された通り、電波利用共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することで、歳入・歳出の規模を出来る限り縮小して、無線局免許人の負担を軽減するよう希望します。
	7	基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	周波数移行中の無線システムには700MHz帯からの移行を進めているFPU、ラジオマイク等が含まれるものと認識しております。これらの周波数移行にあたっては、一時的に周波数幅が増加することは避けられないものであり、迅速な周波数移行を促進し、別用途の為に移行を行う無線局免許人の負担を軽減する観点から、妥当な措置であると考えます。
	8～9	<特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) 無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ	○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書で提言されたとおり、放送事業者に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用し、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持することを希望します。 ○マイクロ固定(放送)は、他の放送事業用無線局と同様、放送局と一体であると認識しており、2つの特性係数を適用することを要望します。

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	○ 無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額は、経営基盤、経営方針に影響を与える要素であり、その継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度の内容が大きく変わり、想定外の料額に増加することは、経営上の大きな不確定要素となるため、避けるべきと考えます。 ○ やむを得ず料額が増加する場合、前回改定と同様、上限を20%にとどめることは、無線局免許人の負担軽減策としては妥当と考えます。これは今後の改定においても維持、または更なる負担軽減を行うよう要望します。 【テレビ愛知】
61			携帯電話の公共性を加味し広域専用電波に係る料額について特性係数「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」1/2を次期より適用し、電波利用料の歳入における通信と放送のアンバランスの解消に一步を踏み出したことは適切であると考えます。今後とも、リバランシングを早急に進めることにより、負担の公平性をさらに確保していただきたいと考えます。 【イー・アクセス】
62	3	図2 電波利用料の基本的な構成【見直し後(平成26～28年度)】 【a群】 民放ラジオ難聴解消支援事業(仮称:新規追加)	非常災害時、被災者、国民が最も接触し、頼りにするメディアは「放送」であるということが、東日本大震災後の調査でも実証されました。 特にラジオの有用性は再認識されました。 しかしラジオ、中でも中波ラジオは、外国波の混信や地理的・地形的な影響、都市雑音等により難聴地域が広域に亘って存在し、災害時等に求められるラジオの使命を十分に果たせない状況にあります。 今回、電波利用料の使途として、「民放ラジオ難聴解消支援事業(仮称)」が新規に加えられたことは、真に国民の安心安全に寄与するものとして歓迎いたします。
	9	Ⅲ 各種無線システムの負担額の計算[3GHz以下]表内 ラジオ放送 1/4	ラジオ業界は、広告費の減少など経営環境の悪化が年々深刻化するにも関わらず、防災情報発信や災害に際してのライフラインとしての公共的責務を果たすべく体制を整えています。 こうした「放送」の公共性等を勘案して規定されている特性係数が維持されたことは歓迎すべきことであり、今後も堅持されることを希望いたします。
	13	5. 電波利用料の負担(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮	電波利用料総額の減額は利用者全員の総意であり、毎回増額されてきているところ、今回減額されたことは評価いたします。 また、各無線局への配分変更により放送の無線局への電波利用料は増額が予想されますので、「免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。」としていることは妥当と考えます。 【文化放送】
63	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援に関して、移行対策はかなり進んでいますので、次回改定における歳出額は相当額軽減出来ると考えます。また、次々回の改定時には対策完了となる見込みですので削減の方向で検討頂ければと思います。この結果により、無線局免許人の負担軽減については歳入・歳出規模の圧縮が実現できると考えます。 ・民放ラジオ難聴解消支援事業を追加して頂いた事は非常に評価出来ると考えます。
	8～9	<特性係数> 8ページ ア、ウ、エ 9ページ [3GHz以下] FPU、ラジオマイク、テレビジョン放送、ラジオ放送 [3～6GHz以下] マイクロ固定(放送)	・平成25年8月30日公表の「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書」において、放送事業者は「あまねく普及努力義務」が課され、また、放送設備の安全性・信頼性や番組内容に責任を負う等の費用負担もあることから、現在の措置を維持との方針をふまえ現状の特性係数を適用して頂く事は評価出来ます。また、今後の改定時にも上記方針を継承して頂き、特性係数の適用を要望致します。
	13	5. 電波利用料の負担(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮	・新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等について、免許人の負担の急激な変化に留意し、増額分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめる配慮は大いに評価出来ます。次回以降の改定時にもこのような配慮を頂ければと思います。
		その他	・経営状態に陰りが出て久しい地上ラジオ放送に関しては、特性計数の更なる見直し等、料額軽減の方向で検討して頂ければと思います。 【四国放送】
64	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	○ 「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)で提言された通り、電波利用共益事務の内容を再検討し、更なる効率化や必要性の確認を行うことによって歳入・歳出規模を出来る限り縮小し、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。 ○ 電波利用料制度の導入以来、これまでに多額の収支差額の累積金が発生し、退蔵されているものと見込まれます。そもそも電波共益事務の為に徴収した電波利用料を退蔵することや他用途に流用することは、本来の主旨とは大きくかけ離れる為あってはならないことであり、収支差額の累積金が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務の歳入金に充てて、無線局免許人の負担を軽減すべきと考えます。現行の電波法等により、累積金を歳入金へ充当することが難しいのであれば、総務省は法律の改正も視野に入れて、制度の見直しを行うべきであると考えます。 ○ 平成29～31年度が対象となる次々回の料額改定においては、これまで電波利用共益事務の歳出において大きな割合を占めて来た地上デジタル放送への円滑な移行の為に環境整備・支援事業に対する負担がほぼ終了する予定で、それに伴い歳出を減らすことが可能になる為、歳入・歳出規模を大幅に削減すべきと考えます。 ○ 次々回以降の料額改定における歳出額の検討に際しては、無線局免許人の意見を反映することが出来るシステムの確立を行うべきであると考えます。
	7	基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	○ 周波数移行中の無線システムには700MHz帯からの移行を進めているFPU、ラジオマイク等が含まれるものと認識しております。周波数移行に伴い一時的に利用する周波数幅が増加するのは避けられないことであり、周波数の有効利用の為に周波数移行を促進し、別用途の為に移行を行う無線局免許人の負担を軽減する観点から、妥当な措置であると考えます。

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	8～9	<p><特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略)</p> <p>無線システム 特性係数 上記Ⅱの区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定(放送) 1/2 ウ</p>	<p>○「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書で提言されたとおり、放送事業者に対し、現在の措置と同様2つの特性係数を適用し、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきであると考えます。</p> <p>○ マイクロ固定(放送)回線についても他の放送事業用無線局と同様、放送局と一体で公益性の高い設備であることを考慮し、2つの特性係数を適用すべきであると考えます。</p>
	13	<p>基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>○ 無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額は経営基盤、経営方針に影響を与えかねない要素である為、その継続性、安定性は非常に重要です。3年ごとの見直しにより制度の内容が大きく変化し、電波利用料の料額が想定外に増大することは、経営上の大きな不確定要素となりかねないため、避けるべきだと考えます。</p> <p>○ やむを得ず料額が増加する場合、前回改定と同様、上限値を設定して概ね20%に抑える措置を講ずることは、無線局免許人の負担軽減策としては妥当であり、これは今後の改定においても維持、または更なる負担軽減を行うべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ東京】</p>
65			<p>1、全体としては、社団法人全国漁業無線協会を通じて要望していた事柄を取り入れてあり感謝致します。</p> <p>2、8頁の特性係数について、アの同一免許人が多数の場合1局当たりの電波利用料を1/3とか1/4にして頂きたい。</p> <p>3、同じく8頁のエの国民の生命財産の保護に著しく寄与するものの中に、公共業務用無線局を全て入れてもらいたい。</p> <p style="text-align: right;">【小木漁業無線局】</p>
66		<p>Ⅲ 各種無線システムの負担額の計算 <計算対象システムについて> [3GHz以下] 無線システム:ラジオ放送 特性係数:1/4 上記Ⅱの区分:ウ、エ</p>	<p>「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月30日公表)で示された基本方針に基き、ラジオ放送に対して特性係数「ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2」ならびに「エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2」が引き続き適用されたことは、今日ラジオ放送に求められる責務をその免許人が継続して果たしていくためにも極めて妥当であり、今後の改定においても維持されるべきものと考えます。</p>
		<p>5. 電波利用料の負担 (2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮 基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。</p>	<p>無線局の免許人にとって電波利用料の制度の継続性、料額の安定性は、その経営上極めて重要であり、3年毎の見直し時に制度の大きな変更や料額の想定外の増加が生じることは避けるべきと考える。したがって、止むを得ず料額を増加する場合においては、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめる措置を講ずることは妥当であり、今後の改定においても維持されるべきものと考えます。</p>
		<p>その他</p>	<p>総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間とりまとめ」(平成25年7月)の提言を踏まえて現在制度整備の検討が進められているAMラジオ放送を補完するFM中継局のうち、「親局の主たる補完局」の多くは90MHz～95MHzが割り当てられることが見込まれる。この周波数帯を利用してラジオ放送を行う無線局に課される電波利用料は、対応受信機の一定程度の普及が見込まれるまでの当初数年程度は減免措置が講じられることが妥当と考える。</p> <p style="text-align: right;">【ニッポン放送】</p>
67	13	「b群」に係る金額の計算方法	<p>上限値の設定につきましては小規模事業者や新規参入事業者にとって不利になることも考えられることから、上限値の算定における「電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める1MHz当たりの特定無線局の数」の設定根拠等については免許人に開示して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ】</p>
68	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	<p>・平成25年8月公表の「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書」で提言されたように、歳入・歳出規模をできる限り圧縮するよう要望いたします。また、中でも和歌山放送などラジオ単営社の負担軽減策についても配慮につとめていただけるように要望いたします。</p>
	3	民放ラジオ難聴解消支援事業	<p>・閣議決定された26年度政府予算案で「民放ラジオ難聴解消支援事業」として11・8億円が、電波利用料を財源に計上されたところですが、上記のように歳出規模の圧縮が要請されている中ですが、引き続き来年度以降も規模を拡大しつつ、同種事業を継続していただけるように強く要望いたします。</p>
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	<p>・25年7月公表の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」でも言及されている通り、ラジオがファーストインフォーマー(第一情報提供者)としての役割を果たすためにラジオ放送社の経営基盤の強靱化が国民の命をまもるためにも必要です。もちろん事業者自身の自助努力が前提ですが、経営基盤の弱いラジオが公共性の高い番組作りに取り組み、県民の命を守るための放送継続をしていくためには、電波利用料の軽減、さらには場合によっては特例で免除できるようにお願いいたします。</p>
		<p>その他 (地上ラジオ放送の料額について)</p>	<p>上記と同文</p> <p style="text-align: right;">【和歌山放送】</p>

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
69	12	【広域専用電波に係る料額】 それぞれの無線システムの特性係数については、次表のとおりです。 なお、基本方針を踏まえ、次期より携帯電話、移動受信地上基幹放送について新たに特性係数を適用することとします。	本方針案に賛同します。 移動受信地上基幹放送はハード/ソフト事業者がそれぞれ放送法に基づく基幹放送の義務(あまねく普及努力義務及び災害放送義務)を負っており、これは他の放送事業者と同等であり、公共性を有していると考えます。従ってこれらの公共性を勘案した特性係数が移動受信地上基幹放送にも適用されることは妥当であると考えます。
			【ISDB-T マルチメディアフォーラム】
70	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することによって、歳入・歳出規模をできる限り圧縮していただき、無線局免許人の負担の軽減に努めていただきたいと思います。
	8～9	<特性係数> ア(同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2) ウ(国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2) エ(国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2) <無線システム> ・FPU(1/4, ア、ウ) ・ラジオマイク(1/4, ア、ウ) ・テレビジョン放送(1/4, ウ、エ) ・マイクロ固定(放送)(1/2, ウ)	地上放送事業者はデジタル化によって地域ライフラインとしての役割がさらに重要度を増しています。東日本大震災でも実証されました。これまでどおり2つの特性係数を放送局に適用したこと、放送局と一体の放送事業用無線局に従来の特性係数を適用したことは妥当なものと考えます。
	10～11	固定局等に係る料額の算定に当たっては、地域によって電波のひっ迫の程度に大きな差が認められる点(例:無線局の密度)を勘案することとします。 北海道(指数=0.30)、第4地域(過疎地域等 係数=1)	北海道は国土の22%も占めるエリアです。この広大なエリアに放送を届けるため、現状156局の中継局で全道をカバーしています。このような中継局の多さから既にローカルの放送事業者にとっては多額の電波利用料を負担しております。地域による電波のひっ迫の程度を勘案することは妥当であり、今後の改定においても維持すべきと考えます。
	13	現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	電波利用料が3年毎の見直しのたびに大きく変動することは避けるべきで、やむを得ず料額が増加する場合も、一定の水準にとどめることは妥当であると考えます。
			【北海道テレビ放送】
71	3	【見直し後(平成26～28年度)】 歳入・歳出とも約700億円を想定	①「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(平成25年8月)での提言どおり、「次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底すること」が極めて重要であると考えます。そして、この「徹底」により歳入・歳出規模をできる限り圧縮し、無線局免許人の負担軽減に努めていただければ強く要望します。 ②電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波共益事務のために徴収した電波利用料が、使い切れずに残額が生じたり、他用途に流用されるようなことがあってはならず、歳入と歳出の間に大きな乖離が生じないように電波利用料の徴収計画を立てるべきであると考えます。仮に、収支差額が発生した場合には、次年度以降の電波共益事務に活用し、無線局免許人の負担を軽減すべきであると考えます。現行の電波法第百三条の三第2項の規定のもとで、仮にこうした柔軟な措置が難しいとすれば、総務省は制度を適切に見直すべく検討すべきであると考えます。 ③平成29～31年度を対象とした次々回の料額改定においては、電波利用料の歳出において一定の割合を占めてきた地上デジタル放送総合対策の後年度負担(国庫債務負担行為)がほぼ完了するものと見込まれるため、歳入・歳出規模を大幅に削減して無線局免許人の負担を軽減すべきであると考えます。
	7	基本方針を踏まえ、周波数移行中の無線システムについては、移行に伴い一時的に増加する周波数幅については、原則として算定の対象外とします。	①周波数移行中の無線システムには700MHz帯からの移行を進めているFPU等が含まれるものと認識しております。他用途の周波数を確保するための周波数移行を促進し、当該の無線局免許人の負担が過重なものにならないよう配慮する観点から、妥当な措置であると考えます。
	8～9	<特性係数> ア 同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態:1/2 ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等:1/2 エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの:1/2 (中略) 無線システム 特性 係数 上記Ⅱ の区分 FPU 1/4 ア、ウ ラジオマイク 1/4 ア、ウ テレビジョン 放送 1/4 ウ、エ ラジオ放送 1/4 ウ、エ マイクロ固定 (放送) 1/2 ウ	①「電波利用料の見直しに関する検討会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり2つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものであると考えます。 ②放送を隈なく送り届けるために、当社では日本の総面積の22.9%を占める北海道をカバーすべく、事業性の乏しい小電力中継局も含めて多数の中継局を建設、維持しています。また、災害時にもエリア全域を対象として取材活動を行うなど、北海道民へ情報を届けるためのハード、ソフト両面の責務遂行には、当該エリア特有の事情も含まれています。 このような状況下で、「電波利用料の制度・料額の安定性・継続性」を重視する観点からも、特性係数適用および特性係数値が維持されるよう強く要望いたします。

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間:平成25年12月24日(火)～平成26年1月17日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	13	基本方針を踏まえ、現行の料額と比較して、新たに算定した料額が大幅に増加する無線局等については、免許人の負担の急激な変化に留意し、増加分を一定の水準(概ね20%程度)にとどめることとします。	①無線局免許人にとって「電波利用料の制度・料額の安定性・継続性」は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、避けるべきであると考えます。 ②また、やむを得ず料額が増加する場合も、前回改定と同様に、上限を20%に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものであると考えます。
		その他	①地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)が使用する周波数帯は無線局数やひっ迫合いに大きな変化がなく、電波の経済的価値が増加しているとは言えないにもかかわらず、電波利用料額が増加の一途をたどっていることは不合理と考えます。地上ラジオ放送の料額については、中長期的に軽減の方向で検討すべきものであると考えます。 【札幌テレビ放送】
72			新規に「民放ラジオ難聴解消支援事業」が追加され、高く評価いたします。 また、引き続き地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行のための環境整備・支援が継続され、放送の特性係数が維持されたことを高く評価いたします。 【中国放送】
73	1	図1 基本方針 4 特性係数(軽減係数)について	空港無線電話サービスは、空港運営や航空機の安全運行に寄与する重要な通信基盤です。 そのため、非常時の対応にも重要な役割を担うものであることから、特性係数を適用していただくことを要望いたします。 【日本空港無線サービス】
74	1	特性係数	放送事業者は「あまねく普及努力義務」が課されているほか、放送設備の安全性・信頼性の確保のための費用負担もあることから、これまでどおりの2つの特性係数について維持されたことは妥当であり、今後の改訂においても維持すべきものと考えます。
	13	電波利用料の負担(2)料額が大幅に増加する無線局等への配慮	電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要と認識しています。しかし、3年ごとの見直しによる制度の大幅な変更及び電波利用料の増加については、経営上の負担となりかねます。やむを得ず料金の増加がともなう場合には、前回料金の上限20%以内に抑える措置を講じていただくことは妥当であり、今後の料金改定においても維持すべきものと考えます。 【テレビ熊本】